

平成30年第2回宇治田原町議会定例会

目 次

○第2日（平成30年6月12日）

議事日程（第2号）	13
日程第1 一般質問	15
1. 谷口 整 議員	15
2. 今西 久美子 議員	27
3. 垣内 秋弘 議員	36
4. 山本 精 議員	45
5. 藤本 英樹 議員	49
6. 松本 健治 議員	54
7. 浅田 晃弘 議員	66
日程第6 議案第50号 公の施設の区域外利用に係る協議について	102
日程第7 議案第47号 宇治田原町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に 関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定 するについて	106
日程第8 議案第43号 平成30年度宇治田原町一般会計補正予算（第1号）	107
日程第9 閉会中の継続調査の申し出について	109

平成30年第2回宇治田原町議会定例会

議事日程(第2号)

平成30年6月12日

午前10時開議

日程第1 一般質問

1. 谷口 整 議員
2. 今西 久美子 議員
3. 垣内 秋弘 議員
4. 山本 精 議員
5. 藤本 英樹 議員
6. 松本 健治 議員
7. 浅田 晃弘 議員

1. 出席議員

議長	12番	田中 修	議員
副議長	1番	谷口 重和	議員
	2番	松本 健治	議員
	3番	垣内 秋弘	議員
	4番	馬場 哉	議員
	5番	浅田 晃弘	議員
	6番	原田 周一	議員
	7番	山本 精	議員
	8番	藤本 英樹	議員
	9番	山内 実貴子	議員
	10番	今西 久美子	議員
	11番	谷口 整	議員

1. 欠席議員 なし

1. 地方自治法第121条の規定により会議事件の説明のため出席を求めるものは次のと

おりである。

町	長	西	谷	信	夫	君							
副	町	長	山	下	康	之	君						
教	育	長	増	田	千	秋	君						
総	務	部	長	奥	谷	明	君						
健	康	福	祉	部	長	久	野	村	観	光	君		
建	設	事	業	部	長	野	田	泰	生	君			
まちづくり整備推進													
担	当	部	長	黒	川	剛	君						
教	育	部	長	光	嶋	隆	君						
総	務	課	長	清	水	清	君						
企	画	財	政	課	長	矢	野	里	志	君			
税	住	民	課	長	長	谷	川	み	どり	君			
介	護	医	療	課	長	廣	島	照	美	君			
健	康	児	童	課	長	立	原	信	子	君			
建	設	環	境	課	長	垣	内	清	文	君			
プロジェクト推進課長						山	下	仁	司	君			
産	業	観	光	課	長	木	原	浩	一	君			
上	下	水	道	課	長	青	山	公	紀	君			
会	計	管	理	者	兼	会	計	課	長	馬	場	浩	君
学	校	教	育	課	長	岩	井	直	子	君			

1. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事	務	局	長	村	山	和	弘	君
庶	務	係	長	太	田	智	子	君

---

開 会 午前10時00分

○議長（田中 修） 皆さん、おはようございます。

それでは、ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

---

### ◎一般質問

○議長（田中 修） 日程第1、一般質問を行います。

なお、今議会におきましては、全ての議員が一問一答方式を選択されております。一問一答方式にあつては、質問事項1件ごとに行い、質疑は3回までとすることといたします。また、対面方式とし、質問席を前列中央に設けております。

それでは、通告順に質問を許します。谷口整君の一般質問を許します。谷口君。

○11番（谷口 整） 皆さん、おはようございます。平成30年6月定例会におけます一般質問を行いたいと思います。

まず、質問に入ります前に、先般の臨時議会において、選任同意を可とせず退席した1名を除く他の議員は山下副町長を選任同意いたしました。

山下副町長には、これまでの職員としての豊富な経験や町内外の人脈等をフルに活用していただき、住民の皆さんや11名の議員の期待にも仕事で応えていただけるものと大いに期待をいたしております。今後4年間、激熱の心を忘れることなく、西谷町長を補佐し、最重要三本柱の推進をはじめとする山積する行政課題の解決に向け、全力で精進されますことを祈念いたしております。

私も議員の立場から町執行機関との緊張関係を維持しつつ、必要な意見具申、提案等を行う中でチェック機能をしっかりと果たし、住民の皆さんの付託に応えるべく、お互いに切磋琢磨をしていきたいと思っております。どうぞお手やわらかによりしく願いをいたします。

それでは、通告に従いまして質問を行います。

まずは、地域課題であります奥山田大杉地区の開発問題、協定違反についてお聞きをいたします。

この開発問題については、平成29年1月23日に町と開発業者との間において、太陽光発電事業として宇治田原町快適・安全な環境づくり条例に基づき協定が締結をされ、開発事業が実施をされてきました。

しかしながら、この間、協定に違反した土砂の搬入が止まることなく実施をされており、議会の場において何度も質問を行ってきましたが、一向に改まる気配はありません。今年の梅雨は雨の量が多いと予報も出されておりますが、2回目の梅雨の時期を迎えるに当たり地元の不安も高まってきております。

昨年には、協定に反して推定1,600m<sup>3</sup>の土砂搬入を町も確認をしておりましたが、本年3月以降においても、日曜日と雨天時を除くほぼ連日土砂の持ち込みが行われております。

その後の土砂の搬入量と協定違反への指導・監視体制はどのように行っているのか、まずお聞きをいたします。

○議長（田中 修） 町長。

○町長（西谷信夫） 皆さん、おはようございます。

議員各位におかれましては、本日、明日と2日間にわたり、平成30年第2回町議会定例会におけます一般質問ということでご参集を賜り、厚くお礼申し上げます。

梅雨に入り、熱帯低気圧とはなりましたが、台風5号の影響もあり、ここ数日は天候が悪く、雨が続いておるところでございますけれども、今年も役場裏の田原川では蛍が飛び交い、幻想的な風景が見られる季節となりました。この蛍が生息する田原川は、京都府の自然200選にも選定されており、この自然環境を大切に守り、次代に引き継いでいきたいと思っておるところでございます。

また、本日は米朝首脳会談がシンガポールで行われます。核やミサイル問題、拉致問題解決に向け進展することを期待しておるところでございます。

本日は7名、明日は3名の議員各位からご質問いただくこととなっております。ご質問が大変多岐にわたっておりますが、できるだけ的確に、そして簡潔にご答弁を申し上げたいと存じますので、どうか最後までよろしくお願いを申し上げます。

それでは、ただいまの谷口議員のご質問につきましては、黒川まちづくり整備推進担当部長のほうからご答弁をさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（田中 修） 黒川まちづくり整備推進担当部長。

○まちづくり整備推進担当部長（黒川 剛） おはようございます。それでは、私のほうから谷口議員のご質問にご答弁をさせていただきます。

本事業につきましては、太陽光パネルの設置を主目的としたもので、宇治田原町快適・安全な環境づくり条例に基づき事前協議を完了し、施行されているものでございます。

昨年、雨期の降雨により、太陽光パネルが設置されている法面の一部に亀裂、崩壊が発生し、9月にその対策工事を行うための協議がない中で土砂の搬入が行われました。このため、事前協議完了時に締結した協定に基づき土砂搬入の中止を指示し、いったん搬入は中断されました。

今年に入り、3月ごろから再び土砂の搬入が行われたため、協定違反であることから、土砂搬入中止の命令書を発しました。

しかしながら、改善されないことから、事業主及び現場代理人を現地に呼び、強く指導したところです。

事業主からは、その後、要望書という形で現地の形状安定のための土砂搬入を求めてきましたが、町からは他の手法による対応を行うよう回答したところでございます。

現場の確認状況でございますが、不定期ではございますが、現場にて土砂の運搬状況、現状地形の変化などを確認しておりまして、頻度としましては週1回程度実施しているところでございます。

土砂の搬入量ですが、9月搬入量で約1,600m<sup>3</sup>、3月搬入分で約500m<sup>3</sup>と推量しています。

現在は、資材としての改良土を搬入し、法面保護対策及び防災・雨水対策としての沈砂池や排水路工事を行っているところでございます。

今後も現場の状況把握に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田中 修） 谷口君。

○11番（谷口 整） ただいまの答弁では、3月分で500m<sup>3</sup>の土砂の搬入と、そして現場の確認・監視については週1回程度との答弁でしたが、4月以降の搬入量はどのようになっているのでしょうか。

ゴールデンウィーク中も含め、相当量の土砂が持ち込まれておりますけれども、町は4月以降の土砂は全て資材としての改良土だという認識だというふうに理解をされているのでしょうか。また、協定に違反し、町の指導にも従わない業者への対応も現場の確認・監視が週に1回程度とは余りにも手ぬるい状況だと思います。

本来ですと、違反行為があれば連日でも現場において中止や是正の指導・勧告等を行うべきでしょう。1週間現地確認を怠れば、形状も相当変化をしてくれております。違反行為に対してこのような指導でよいのでしょうか。

また、雨天時には土砂や汚水が道路側溝を通り河川に流出しております。流末の水田からは土質に対する不安の声が聞かれておりますけれども、土質調査等はどうなっているのでしょうか。

○議長（田中 修） 黒川まちづくり整備推進担当部長。

○まちづくり整備推進担当部長（黒川 剛） 4月以降につきましても、排水対策のための大型ブロックや砕石、改良土が搬入されているという認識であり、残土の搬入につきましては確認できていないところであります。地域の方々からのご連絡をいただくなど、ご指摘いただいた際には迅速に現場確認を行ってりましたが、さらに監視の度合いを高めてまいりたいと考えております。

土質調査の状況ですが、昨年9月に搬入された土砂につきましては調査を実施しておりますが、3月に実施された土砂は、目視確認において色及び不純物の混入状況から見て、特に問題がないものとして検査は行っていない状況でございますが、土質に不審な点があるような場合には事業者と現地において協議するなど、土質調査の実施を行う等、対応策を講じてまいりたいと考えております。

○議長（田中 修） 谷口君。

○11番（谷口 整） 町の指導に従わない業者対応は、一筋縄ではいかないことは理解はしております。しかし、協定に基づき指導を行うのは町の責務だと思います。この間、区の役員さんたちも町との協議を地元の人々に話をされておりますけれども、その内容がことごとく反故にされ、区民に合わず顔がないという思いを持っておられることもお聞きをしております。また、土質調査についても、住民が不安感を覚える中で、週1回程度しか現地に行かずに、土の色を見て、目視のみで特に問題はない、4月以降の搬入土は残土ではなく、砕石や改良土だと言われても、町のその認識の甘さには地元は全く納得をしておりません。

町は安全・安心という言葉をよく使われますけれども、安全は言うに及ばず、住民の不安に対し、大丈夫に見える形で証明することが安心だと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（田中 修） 黒川まちづくり整備推進担当部長。

○まちづくり整備推進担当部長（黒川 剛） 土質調査につきましては、事業者がその安全性を証明することが基本ですので、先ほども申し上げましたとおり、事業者と協議して対応策を講じることとなります。

しかしながら、事業者が実行しないことにより、安全・安心への不安を高めてしまう

ことがないように指導することが大変重要であると考えております。

何より安心・安全が第一であり、不安を払拭するため現場を確認する頻度を増やし、資材と思われぬようなものが搬入された場合には迅速に対応してまいります。

土質につきましては、大丈夫と説明できるよう目視だけでなく、適時の土質調査の実施に向けて取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田中 修） 谷口君。

○11番（谷口 整） これまでの対応については、町なりの言い分もあろうかとは思いますが、業者の言い分を地域に伝えるだけで、地域住民の思いを受けとめ、町としての本来あるべき姿で業者対応を行う姿が全く見えてこないところに今回の大きな課題があると私は思っております。

次に、今後の業者指導についてお聞きをいたします。

昨年9月の決算特別委員会や、今年3月の予算特別委員会でも法的措置についてお聞きをしましたが、その後どのようなになっているのでしょうか。

○議長（田中 修） 黒川まちづくり整備推進担当部長。

○まちづくり整備推進担当部長（黒川 剛） 法的措置につきましては、宇治田原町快適・安全な環境づくり条例により、締結した協定書違反であるとして町の顧問弁護士とも協議を行い、これまでより土砂の持ち込み以外の手法による事業地の改善は可能であるとの認識を町として持っておりますことから、今後、強硬に土砂を搬入するような事態が発生すれば、土砂搬入停止の仮処分を求めることを視野に入れておるところでございます。

○議長（田中 修） 谷口君。

○11番（谷口 整） 今の答弁では、町としては土砂の搬入以外に改善策はあるとの認識のもとに、今後強硬に土砂の搬入があれば仮処分を視野に入れているとのことでしたが、昨年9月の決算特別委員会でも法的措置については触れておられます。

この間、強引な土砂搬入に対して法的措置を行わずに、この期において今後強硬に土砂搬入があれば仮処分を視野に入れてと言われても、既に土砂の搬入はほぼ満砂状態となっております。結局、法的措置は何もしませんよという答弁に聞こえましたけれども、昨年の答弁からどれだけ時間がかかっているのでしょうか。とにかく早く何とか完了してほしいという思いが見え隠れをしますけれども、その思いを持つのは私ひとりではないと思います。



今後、いつごろ、どのような形で完了しようとしているのでしょうか。

○議長（田中 修） 黒川まちづくり整備推進担当部長。

○まちづくり整備推進担当部長（黒川 剛） 事業者に対して事業地を最終的にはどのような形で完成しようとしているのか図面、施工計画の提出を求め、場合によっては必要となる手続の実施を求めてまいりたいと考えております。土砂等が無計画に持ち込むことがないようにしていかなければならないと考えているところでございます。

事業地からの土砂や水の流出により周辺に悪影響が及ぼさないよう鋭意指導することが大変重要であり、事業主に対し、地域の不安、町としての強い取り組み姿勢を示し、適切な指導をしてまいります。

事業完了時期につきましては、事業者と協議しており、現時点で本年8月から9月に完了を見込んでいるところでございます。

○議長（田中 修） 谷口君。

○11番（谷口 整） 8月から9月ごろの完了見込みとのことですがけれども、事業者がどのような形で完成しようとしているとの答弁は少しおかしいと思います。逆に町がどのような形で完成をさせようとしているのかが大事ではないでしょうか。

これから見ても町の業者指導姿勢が及び腰だと言われても仕方がないと思います。結果として、業者は指導に従わず、また町の法的措置も含め、何ら権限を行使せずに事業を完了すれば、今回の奥山田の開発のみならず、今後、宇治田原での開発行為は行政指導が手ぬるいとの風評のもと、次から次へと同様事案が起り得る結果が憂慮されます。このことにより、町は業者対応が困難となり、また何よりも地域住民の安全・安心が担保できなくなっていくと思います。

今年度から開発担当部長も設置をしておりますので、今回の問題も含め、せめて、終わりよければ全てよしではありませんけれども、事業完了前の最終段階だけでも、きっちりに対応したと言えるような今後の決意のほどを聞きたいと思います。

○議長（田中 修） 黒川まちづくり整備推進担当部長。

○まちづくり整備推進担当部長（黒川 剛） 本年4月の人事異動により、建設環境課及びプロジェクト推進課を所管する担当部長を私が拝命いたしました。

建設環境課は、環境、建設及び開発指導など、多岐にわたる業務を所掌しておりますし、プロジェクト推進課は、新庁舎建設、宇治田原山手線や新名神高速道路など、まさしく本町のプロジェクト事業を担当しております。多岐にわたる事務事業とプロジェクト事

業を円滑に遂行するための組織強化としての責務を有していると認識しております。

奥山田地内の当該事業につきましては、地域の皆様に不安を感じさせている状態になっていることは早期に解決を図らなければならないと考えております。

過日、谷口議員からダンプによる土砂の搬入があるとご連絡をいただいた折には、直ちに現場に駆けつけ、工事施工者に状況の確認、また現場の状況を把握いたしました。

今週には事業主を呼び出し、今後の対応策を現場において指導する予定しております。このような取り組み姿勢を基本として、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

今、本町においては、新名神高速道路開通や宇治田原山手線整備などにより開発ポテンシャルが高まっていることが予想される中で、特に住民の暮らしを守るとりどとして安心・安全、環境保全について厳しく指導に取り組み、住民の皆様の安全・安心を実現できるよう取り組んでまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田中 修） 谷口君。

○11番（谷口 整） 違反行為は昨年からの懸案事項であります。4月の人事異動で担当された黒川部長にはいろいろと思ひもあろうかとは思いますが、従前対応の後始末も含め、持ち前の行動力、地域住民の安全・安心確保に全力を傾注していただきますことを期待いたしましてこの質問を終わります。

次に、有害鳥獣対策についてお聞きをいたします。

先般も松本議員の庭先の野菜が初めて鹿の被害に遭った話をお聞きました。私も皮肉なもので、今回の一般質問の通告を行いました前後から、田んぼに鹿に入られております。連日頭を悩ましておるところでございます。

私の地域では、鹿やイノシシの生息数とその被害は年々増加をしてきているように感じております。とりわけ、この時期には鹿による稲の苗への食害が顕著、電気柵での防護には限界があるように思慮されます。

まずは、昨年度の駆除数、今年度の駆除計画についてお聞きをいたします。なお、駆除計画については、昨年6月の一般質問でも指摘をしましたように、本町の森林面積をもとにした鹿やイノシシの推計の生息数と適正数をお示しいただきたいと思ひます。

○議長（田中 修） 木原産業観光課長。

○産業観光課長（木原浩一） ご質問の宇治田原町における有害獣の生息数については把握されておりませんが、鹿の個体数については、平成28年度で京都府の管理区域南部地域の5市6町1村の推定生息数5,000頭を単純に森林面積割合で計算しますと、本町

には820頭と推定されます。

京都府では、管理の基本的な考えとして密度指標等のモニタリング調査により現状を把握し、森林生態に影響を及ぼさない生息密度は1km<sup>2</sup>に約5頭を将来的な目標とされており、本町に当てはめると220頭が適正な生息数となります。

イノシシについては、大型哺乳類の中では短期間で大幅な個体数変動を行う種であり、密度や個体数を推定する実用的な方法が確立されていないため、環境省が実施した平成27年度調査での京都府における個体数推定から同様に森林面積割合で試算しますと、平成27年度の本町の個体数は約760頭と推定されます。

また、平成29年度に本町で宇治田原町猟友会に実施していただいております有害鳥獣捕獲につきましては、鹿が61頭、イノシシが35頭の捕獲実績でございます。

昨年の11月15日から今年の3月15日までの狩猟期の捕獲数は、京都府において現在集計中であるため、平成28年11月15日から平成29年3月15日までの宇治田原町での捕獲数は、鹿が199頭、イノシシが51頭であり、年間を通して鹿が260頭、イノシシが86頭捕獲されております。

また、本町においての平成30年度の鳥獣被害防止計画においては、鹿・イノシシともに150頭を捕獲する計画であり、前年度の狩猟による捕獲数と合わせて、鹿については350頭の捕獲となるよう、また、イノシシについては、計画と狩猟と合わせて200頭の捕獲を考えております。

○議長（田中 修） 谷口君。

○11番（谷口 整） ただいまの答弁で、鹿については220頭の適正数だということでもありますけれども、推定生息数の820頭から年間350頭を駆除しても、残る470頭と新たに生まれてくる個体数を足せば、鹿は一向に減らないこととなります。推定生息数と適正数の差を駆除しない限りは、鹿やイノシシの被害軽減は図れません。鹿でいうならば、適正数の220頭を念頭に置き、駆除計画を見直すとともに、猟友会等の協力を得ながら思い切った駆除をしていただきたい、このことは強く求めていきたいと思っております。

また次に、当面は侵入を防ぐ対策も鹿やイノシシの防御のための対策だと思っております。従前から多くの地域で電気柵を設置されてきましたけれども、電気柵は設置が簡単でイニシャルコストも低いですが、草刈りやその維持管理にランニングコストを要します。隣接の宇治市志津川地域や笠取地域、滋賀県の信楽地域等では、近年、電気柵にかえ、高さ2mの金網の柵で集落や連担する農地を囲い、鹿やイノシシが侵入できない環

境を整えてきております。金網の柵は電気柵に比べ、設置後はメンテナンスフリーでランニングコストもかかりません。鹿やイノシシの侵入防止効果も大きなものがあります。

私も笠取地域に農地を所有しておりますけれども、宇治市では数年前に国の交付金制度の活用で金網を現物支給し、農地所有者が設置を行いました。そんなに手間はかからず設置することができ、以後、被害はほとんど出ておりません。本町にあっても金網柵設置に取り組むべきと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（田中 修） 木原産業観光課長。

○産業観光課長（木原浩一） 有害獣対策といたしましては、町としましても鹿、イノシシ等の有害獣が圃場へ侵入できない環境づくりが必要であるとの考えから、平成21年度より従前から府補助事業に加え、町単独の補助制度を制定し、電気柵等を設置することによる有害獣対策を促進してまいりました。さらに平成23年度からは、より補助率の高い国の交付金事業が創設されたことに伴い、電気柵等の設置が一層推進され、町内の主な圃場には一定程度設置されたものと認識するところです。

したがいまして、全く新規に3件以上が連担する圃場での金網柵設置に対しましては、現交付金事業での対応は可能であります。

集落や圃場を金網柵で囲う手法につきましては、既に国の交付金事業で設置された電気柵等の外郭をさらに交付金事業で囲うことは、交付金の制度上、事業採択を受けることができません。ただし、電気柵等の耐用年数である8年が設置後経過すれば事業採択を受けることができます。

当初設置の電気柵等は、平成23年度末設置ですので、平成32年度から交付金事業による金網柵を設置することが可能となります。

また、耐用年数の期間内に金網柵を設置する場合、個人単位の町単独事業で実施は可能ですが、材料費で比較しますと当該事業の補助率は2割となり、交付金事業の10割と比べて設置者の負担割合が大きいのが現状でございます。

町といたしましては、議員ご提案の金網柵による鹿等の侵入防止策は非常に効果があるものと認識しているところでございますので、交付金事業で当初設置した電気柵等の耐用年数が経過する平成32年度をめどに、圃場単位での金網柵設置による侵入防止対策の周知を図ってまいりたいと考えております。

なお、集落全体を囲む金網柵の設置につきましては、非常に効果が発揮できるものと考えますが、地域、地権者等関係者との協議も広範囲に必要であり、事業内容、実施方法

等について検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（田中 修） 谷口君。

○11番（谷口 整） 既に補助事業で設置をされております電気柵の耐用年数が8年、新たな補助事業採択には平成32年度まで待つ必要があるということは理解をいたします。また、地域や地権者との協議も必要ですので、32年度に向け課題整理を含め検討を進めていただきたいと思います。

またあわせて、個人で防護柵等を設置する場合の町単独補助制度での10分の2の補助率の引き上げも検討していただきたいと思います。

周辺農地が耕作されずに、国の交付金対象の3件以上の連担要件に合致しない農地も増えつつあります。農地を守る努力をされている農家への助成制度の拡充も必要と思いますが、いかがでしょうか。

○議長（田中 修） 町長。

○町長（西谷信夫） それでは、谷口議員のご質問にお答えを申し上げます。

交付金事業に要件の満たない柵等の設置につきましては、現在、町野生鳥獣被害総合防止施設等設置事業の事業費の20%以内、補助限度額50万円で対応しておるところでございます。

ご質問の補助率の変更や助成の拡充につきましては、今日まで各議員から町単独事業の機械の共同利用等を個人給付するなどの要件緩和や補助率の拡大についても要望をいただいております。谷口議員からの今回ご質疑をいただいております荒廃農地を増やさず、農地を守る努力をされている農家への助成拡充もあわせて、今後の農業の情勢や農地耕作状況を検証する中で関係機関とも協議・検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（田中 修） 谷口君。

○11番（谷口 整） 鹿やイノシシによる被害は年々増加傾向にありますので、実効性のある駆除と交付金を活用した金網設置や町単独補助制度の拡充等での侵入防止に努めていただきますことを強く求めておきます。

また、加えて言うならば、この時期はサギによる稲の苗を踏む被害も顕著です。これらの対策についてもあわせて検討いただければということをお求め、次の質問に移ります。

今般、町職員の中から副町長が選任をされましたが、見方によりますと、これはまさに人材育成の成果だと言えます。

そこで、町政運営の要でもあります職員の人材育成についてお聞きをいたします。

本町では、公正・挑戦・信頼をベースにした平成25年に人材育成基本方針と27年には人材育成基本計画が策定をされております。

求められる職員像や意欲を高め、人を活かす人事制度の推進等に取り組まれておりますので、これまでの取り組み状況についてお聞かせをいただきたいと思っております。

○議長（田中 修） 清水総務課長。

○総務課長（清水 清） 本町では平成25年12月に求められる職員像や能力要件を明らかにするとともに、職員の能力開発のための取り組みを総合的な視点から定めることで地方自治の新しい時代に適切に対応することができる人材、すなわち自治体経営を推進できる人材を育成するための指針となる宇治田原町人材育成基本方針を策定し、基本方針に基づき人材の育成及び能力の開発の仕組みを構築し、実施していくための取り組み等について記載した人材育成実施計画を平成27年7月に作成したところでございます。

基本方針及び実施計画の策定に当たりましては、これからの行政の担い手となる世代で構成したプロジェクトチームを設置し、所属や業務にとらわれず、参加した職員がこれからの宇治田原町を見据えて議論・検討を行い、策定した経過がでございます。

このように、人材育成に係る基本方針及び実施計画を策定することにより、本町が取り組むべき方向性が明確になり、意欲を高め、人を活かす人事制度、能力を引き出し、高める研修制度及び意欲と活力を生み出し、人を育てる職場づくりとして取り組みを進めてきたところでございます。

主な取り組みといたしましては、人事異動におきまして職員の適性を見極めるとともに、総合的な視点を養えるジョブローテーションを実施しています。

採用試験におきましては、受験者をさまざまな視点から判断できるように集団討論を導入しました。

職員研修では、スケールメリットを生かし、多種多様な研修を実施している京都市町村振興協会実施の各種研修への積極的な職員派遣や階層別の職員研修の充実などにも取り組んでまいりました。

また、ストレスチェックの新規実施や職場内でのコミュニケーションの活性化を図るための面談の実施など、人を育てる職場環境づくりにも鋭意取り組みを進めてきたところ

でございます。

○議長（田中 修） 谷口君。

○11番（谷口 整） これまでの取り組み状況をお聞きいたしましたけれども、町職員のトップに就任をされました山下副町長から一般職員時代とはまた違った思いも含め、人材育成にかける基本的な考え方、決意等があればお答えをいただきたいと思います。

○議長（田中 修） 副町長。

○副町長（山下康之） 皆さん、おはようございます。

まず、先日の臨時議会でご同意を賜り、まことにありがとうございます。

先ほどは私に対しまして激励の言葉や励ましのお言葉をいただき、身に余る光栄に存じておるところでございます。これからも気を引き締めて職務に励んでまいりたいというように思っておりますので、今後ともご指導のほうひとつよろしくお願い申し上げたいというふうに思います。

それでは、ただいまの谷口議員のご質問に対しまして私のほうからご答弁申し上げます。

少子高齢化社会の進展や人口減少時代の到来、安心や安全の確保、保育や介護の社会化により、公共サービスを担う自治体の施策には、これまで以上に住民の方々より期待と注目がされております。

しかし、自治体は税収をはじめとする収入が減り、各施策に要する費用は増大し、その経営は非常に厳しいものであると判断をしているところでございます。このような現状の中においては、職員一人一人が能力を高め、仕事のやり方を見直し対応していくことが必要不可欠であります。

谷口議員のご質問にある人材育成の今後の取り組みについて、まず、私の思いの一端を述べさせていただきたいと思います。

人材育成、つまり、人の成長を促すことは、一方通行の関係では本当の意味での人の成長はなし遂げられません。やはり、人と人との相互交流の中で感じたことや考えていることを話し合う中で、納得した方向性を見出し、取り組むことで職員はやる気を生み出し、その姿勢を評価することで職員は仕事にやりがいを感じ、経験を積み、成長するものであると考えております。そのためにも、私が率先して管理職をはじめ職員とのコミュニケーションを積極的に行い、情報を共有し、連絡と相談を密にできる人間関係の構築を図る中で、職員が一丸となれるよう職員同士の絆を深く深めていくことに注力してまいりたいと

考えております。

また、職員が精力的に業務に取り組むためには、職員の健康保持が必要になってきます。

職員の労働環境についても立ちどまることなく、常に現状を把握し、分析するなど、環境整備にも取り組んでいきたいと考えておるところであります。

人材育成の今後につきましては、まずは、私が職員に身近な存在であり続けることを念頭に置きながら、職員の健康管理を増進し、一人一人の職員が自らの能力を活かして、心身ともに健康な状態で生き生きと職務に遂行できるよう各種取り組みを継続して実施していく所存でありますので、ご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます、ご答弁とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（田中 修） 谷口君。

○11番（谷口 整） ただいま副町長から人材育成への思いを語っていただきました。

最近の傾向では、ゆとり教育や働き方改革に伴う弊害ともいえるような、役付きになるよりも気楽に過ごしたいとの思いを持つ職員が増えてきているように思えます。町職員の採用試験時には、いずれは部長になれる可能性を秘めた優秀な人材を選考採用されていると思いますけれども、これらの原石をしっかりと磨いていただき、山下副町長に続く将来の副町長候補がきら星のごとく現れることを願っております。

幹部職員をはじめとし、若手職員の中には有能な職員も多数おられます。有能な職員は町にとってかけがえのない財産であり、まさに人の財産、すなわち「人財」でもあります。引き続き「人財育成」に努力をいただきますことをお願いし、平成30年6月定例会におきます一般質問を終了させていただきます。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（田中 修） これで谷口整君の一般質問を終わります。

続きまして、今西久美子君の一般質問を許します。今西君。

○10番（今西久美子） 今西久美子でございます。通告に従いまして一般質問を行います。

1点目は、臨時職員の処遇改善についてであります。

今、国会では働き方改革についての議論がなされておりますが、裁量労働制のデータの捏造や労働時間規制を全面的に適用除外にする高度プロフェッショナル制度、残業時間



の上限規制が過労死ラインまで容認するものであることなど、大きな問題をはらんでおります。

また、安倍首相が今国会の施政方針演説で強調いたしました同一労働同一賃金ということについても従来の法律の内容と何一つ変わらず、正規・非正規の賃金格差を固定化するなど、問題だらけの中身であり、法案の強硬は許されないということを申し上げておきたいと思っております。

そのような中で、今回は役場の臨時職員さんの処遇改善につきましてお聞きをいたします。

1点目は、特別休暇についてであります。

正規職員さんには、例えば感染症にかかった場合や家族、親族が亡くなった場合の忌引など、それぞれに応じて特別休暇が認められております。

しかし、臨時職員にはそれがなく、例えばインフルエンザにかかっても、家族のお葬式があっても有給休暇を使って休むということになります。京田辺市では、臨時職員にも正規職員と同じように特別休暇がございます。

宇治田原町におきましても臨時職員さんにも特別休暇を認めるべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（田中 修） 清水総務課長。

○総務課長（清水 清） 臨時職員につきましては、業務の運営状況を判断して緊急または臨時として日々雇い入れられる職員となります。また、就労時間や日数も一律ではないことが多いことから、賃金につきましては日額による設定としているところではありますが、従事する業務特性などから判断して、常勤職員に準じ通勤手当や旅費を支給しておるところでございます。

休暇につきましても病気休暇や忌引に伴う特別休暇はございませんが、勤務時間及び勤務日数に応じ年次有給休暇を付与するとともに、生理休暇、選挙などの公民権の行使に必要と認められる期間について休暇の付与を可能としております。また、日々の雇い入れではなく、月額として雇用している臨時職員につきましては、前述した有給休暇に加え、夏季休暇を付与するなど、常勤職員との均等・均衡を考慮している現状でございます。

なお、臨時職員の休暇などにつきましては、平成32年4月1日施行の地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律に合わせ、今後検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田中 修） 今西君。

○10番（今西久美子） 臨時職員さんにつきましては、週1日だけ勤務される方とか、忙しい時期だけの勤務の方とか、いろいろ勤務時間や勤務日数あるかと思えますけれども、週5日勤務の方、月額の臨時職員さんにつきましては、もう本当に正規職員とほぼ同じように仕事をしていただいております。

有給休暇や夏季休暇を付与していると、常勤職員との均等・均衡を考慮しているという、こういうご答弁でございましたけれども、例えば正規職員さんの忌引というのは、配偶者の場合10日間となっております。インフルエンザの場合は、発症してから5日間は出勤停止となるわけですね。週5日勤務の臨時職員の有給休暇は10日でございます。月額臨時職員さんが15日ということになっておりますが、先ほど申しました忌引、インフルエンザ等が重なれば、もうたちまち年休は消化をされてしまうということになってまいります。

今後、地方公務員法や地方自治法の施行に合わせてご検討をいただくというご答弁がございましたけれども、特別休暇だけでなく、病気休暇等についても同等に付与するとともに処遇改善が図られるよう強く求めておきたいと思えます。

次に、臨児保育士の賃金見直しについてお聞きをいたします。

保育士さんは、正規職員も臨時職員も日々子どもたちの保育に携わり、その子どもたちの命を預かって仕事をしていただいております。

近隣市町の保育士さんの臨時職員の賃金を見ますと、京田辺市では、時間給ですが、1,000円、久御山町で1,030円、井手町で950円となっております。宇治田原町は計算しますと930円ということになっておりまして、近隣に比べても低い数字となっております。

全国的に保育士不足が言われております現状の中で人材を確保し、保育の質を向上させるという点からも時間給の引き上げを求めたいと思えますが、いかがでしょうか。

○議長（田中 修） 清水総務課長。

○総務課長（清水 清） 多様化する行政需要に対応するため、全国の地方自治体においては、主に子育てや教育の分野において臨時・非常勤職員が増加しているのが現状であります。

これは本町においても例外ではなく、配置常勤職員数に対する人員不足を補うべく、保育所、学童保育及び給食調理場などを中心に多くの臨時職員を雇用しております。

臨時職員の賃金については、主に日額で定めており、京都府内の全ての事業所に適用される京都府内最低賃金、周辺自治体の状況及び本町における雇用者数の状況等を総合的に判断して、日額を原則として賃金額を決定しております。

しかしながら、個人ではなく、多くの人々が一緒に働く職場において勤務されることを考慮しますと、賃金額が高ければ高いほど優秀な人材が集まり、質の高い業務が行えるとは一概には言えず、やはり人と人との円滑な意思疎通をもとにしなければならないと考えておるところでございます。

また、各職場の就労状況や勤務時間を考慮し、賃金日額の改定のほか、勤務者の不足が顕著である時間帯において時間加算額制度を設けるなどの措置を講じ、各種業務が円滑に進められるように随時点検を行い、改正を行っているところでございます。

冒頭にも述べましたように、全国自治体において臨時・非常勤職員が地方行政における重要な担い手となっているものの、その任用根拠や処遇についてはさまざまであることから、これまでの臨時職員等の任用について抜本的に見直し、会計年度任用職員として整理をする改正地方公務員法等が平成32年4月1日に施行されます。

さきの質問でもご答弁申し上げましたが、平成32年4月1日の法施行に向けて、今後、給与・手当及び勤務時間・休暇等の検討を行っていくこととしておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（田中 修） 今西君。

○10番（今西久美子） 先ほども申しましたが、保育士の人材不足というのは本当に全国的に大きな問題となっておりますし、宇治田原町においても同様の状況があるかというふうに思います。

賃金が高ければ優秀な人材が集まり、質の高い業務が行えるとは一概に言えないと、こういうご答弁もございましたけれども、やはり、どうしても待遇のよいほうに人材というのは流れるというふうに思います。

ところで、答弁にもございましたけれども、地方公務員におけます臨時職員増加しているということで、宇治田原町においても例外ではないという現状があるというご答弁がありましたけれども、特に月額、先ほど言いました月額の臨時保育士さんなどは、もう本当に常勤の保育士と何ら変わらない仕事をされております。

昨年5月の国会におけます衆議院総務委員会で、当時総務大臣高市早苗さんでしたけれども、このようにご答弁をされております。「常勤職員と同様の業務を行う職が存在す

ることが判明した場合には、臨時・非常勤職員制度ではなく、常勤職員としての登用を検討する必要があると考えている」、このようにおっしゃっているわけです。住民の命と暮らしを支える恒常的な業務につきましては、地方公務員法の原則どおり、正規職員とすべきと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（田中 修） 清水総務課長。

○総務課長（清水 清） 常勤保育士につきましては、社会情勢の変化により子育て世代の方の働き方が多様化したこともあり、保育の必要性が高まってきた現状を鑑み、平成25年4月1日に2名を採用し、平成26年度における定員管理適正化計画の見直しを契機として、平成27年4月1日採用として保育士4名を採用する中で、保育環境における量的及び質的な充実を図ってまいった経過がございます。さらに平成30年4月1日におきましても保育士1名を採用しておるところでございます。

しかしながら、保育所において必要とされる保育士数は、保育を必要とされる児童の数や年齢に応じて変化する一面も有しております。

そのようなことから、常勤職員としての保育士の確保の重要性はこれまでより認識はしているところですが、中長期における業務継続性の観点から、また常勤職員として採用できる人数にも限りあることから、1つの職種に限定した採用を実施することは極めて困難な状況であると判断いたしております。

今後、各職場における円滑な業務実施のため、働き方改革関連法案などにも示されている改正の趣旨を十分に理解し、財政負担などに関する試算をしっかりと行う中で改正法に合わせ、非常勤職員の賃金や休暇などの勤務条件を総合的に検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（田中 修） 今西君。

○10番（今西久美子） 今常勤職員としての保育士の確保の重要性というのは認識をいただいているということでございます。

やっぱり必要枠については、正規職員として採用すべきだということを改めて申し上げておきたいと思います。

それと先ほど、会計年度任用職員というお話がございました。平成32年度からということになるかと思うんですが、これまでの賃金水準や勤務条件が後退するようなことが絶対にならないように、期末手当の支給をはじめ、フルタイムやパートタイムにかかわらず、この機会に大幅な待遇の改善に努めていただきますように、これはお願いをしておきたい

と思います。

さらに、処遇改善につきましては、これ、国の法改正に伴うものでありますので、国に対して財政的なしっかりした裏づけを求めていただくよう要望して、次の質問に移ります。

大きな2点目は、国民健康保険についてでございます。

まず、国民健康保険税についてお聞きをいたします。

ご承知のように、国民健康保険は年齢構成が高く医療費水準が高い無職者、失業者、非正規労働者等の低所得者が多く、所得水準が低い、ほかの被用者保険に比べ保険料負担が重いなど、構造的な問題を抱えております。

本年度から都道府県ごとに広域化をされましたけれども、市町村国保の課題というのは、私は解決されていないと思います。

町長にお伺いをいたします。

国保加入者、特に若い子育て世代や低所得者にとって、この国保税が非常重くのしかかっているというご認識はございますでしょうか。

○議長（田中 修） 副町長。

○副町長（山下康之） ただいまの今西議員のご質問に対しまして、私のほうからご答弁申し上げます。

日本では国民皆保険制度がとられており、全ての国民は何らかの公的医療保険制度に加入し、医療費の自己負担が低く抑えられております。

このような中、本年度より国保が抱える構造的な問題解決に向け、安定的な持続可能なものとするため、都道府県広域化という国保制度発足以来の大きな制度改正がスタートいたしました。

保険税を他の被用者保険と比較をいたしますと、国保は加入世帯に対して負担いただく平等割及び加入者である被保険者1人つき負担いただく均等割が設定されております。

このように、国保の制度上、被用者保険にはない均等割が制度化されているところであり、また、このほかにも所得割に加え本町では資産割があり、4方式により国保税が定められているところでございます。そもそも保険税算定基準が大きく違う中、被用者保険と一律に比べることは難しいところがあると考えております。

国保税の制度については、所得に応じた軽減措置の制度があることから、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田中 修） 今西君。

○10番（今西久美子） ただいまのご答弁、副町長にご答弁をいただきましたけれども、当然、町長も同じ考えやということやと思うんですけれども、つまり、制度上、こんな高い保険税はもうしょうがないんやと、そういうふうに私には聞こえました。

被用者保険と一律に比べることは難しいというご答弁でしたけれども、ちょっとパネルをつくってまいりました。ちょっと見ていただきたいんですが、これはご主人の給与所得が年額300万円、奥さんは専業主婦。固定資産税が年額3万円という家庭をモデルに国保税がどれぐらいになるかを表にしたものでございます。この国保税の金額につきましては、町の介護医療課にお願いをいたしました。協会けんぽの保険料については国会の資料を参考にしております。

夫婦だけの世帯で、2番目の。これで、もう30万円を超えまして、年額所得の約1割の保険税になります。さらに夫婦と子どもが3人いる家庭、一番下ですけれども、保険税の年額が41万円を超えまして、協会けんぽの保険料の約2倍ということになります。

先ほどの副町長のご答弁は、余りに住民に寄り添わない冷たい答弁であるというふうに聞きました。

町長は、就任当初の施政方針の中で、基本姿勢に、住民目線で住民の気持ちに立った町政運営を進めるというふうにされております。さらに、就任後の初議会では、これまで信用金庫で主に資金融資の業務にかかわってきたということが人々の暮らしに寄り添い、住民目線はもとより弱者の立場に立って物事を見ることができる経験であり、その経験が町政運営全般の基礎として生かされると、このようにご答弁をされております。

しかし、その姿勢や思いはもはや感じることはできず、民間の経験というのは全く生かされていないと言わざるを得ません。今の答弁にそのことが顕著にあらわれているのではないのでしょうか。初心に立ち返り、住民の立場に立った答弁を町長に再度求めたいと思います。

○議長（田中 修） 町長。

○町長（西谷信夫） 先ほど副町長よりご答弁をさせていただきましたが、保険料の半分を事業所が負担する制度などがあり、被用者保険との比較は難しいと考えておるところでございます。

持続可能な国保制度の堅持・安定化を図ることが重要と考えておるところでありますけれども、国保制度上において子育て世代や低所得者へのさらなる負担軽減につきまして

は、今までからも機会あるごとに国へ要望しているところでございます。ご理解を賜りたいというふうに思います。

また、私、町長就任当初より申し上げております住民目線で住民の立場に立った行政推進につきましては、今もその思いに変わりはないことを申し添えておきます。

以上でございます。

○議長（田中 修） 今西君。

○10番（今西久美子） 住民目線で住民の立場に立った行政推進、今もその思いに変わりはないということでしたけれども、今のご答弁がやはり私は住民の立場に立ったものではなかったというふうに思います。

ただ、子育て世代や低所得者に対する負担軽減については国に要望していただいているということでしたので、負担軽減が必要だというふうに考えておられるというふうに受けとめました。

それならば、本当に国保税が高くて負担を強いているんやと、住民の皆さんに大変重くのしかかっているんやというご認識をきちんとご答弁の中で示していただきたかった。非常に残念に思います。

そこで、ちょっと先ほどのパネルと見ていただきたいんですが、国民健康保険は世帯の加入者数に応じて賦課をされる均等割というのがございますので、当然世帯の人数がふえればふえるほど保険税額が上がります。均等割は、子どもの場合、1人当たり3万4,800円ということになってございまして、1人増えるごとに、それだけ引き上がるわけです。これは子育て支援に私は逆行するのではないかと感じております。サラリーマンなどが加入をいたします被用者保険は均等割がございませんで、子どもの数が増えても保険料は変わりません。この均等割という制度自体が国民健康保険加入者のみに重い負担を強いる要因の一つということになっているかと思っております。

埼玉県のみやま野市では、本年度から18歳未満の子どもが3人以上いる世帯の第3子以降の均等割を全額免除いたしました。所得制限はございません。同じ埼玉県のふじみ市では、所得制限はございますが、22歳以下が3人以上いる世帯の第3子目以降の均等割を全額免除する多子減免制度というのを創設いたしました。

宇治田原町においても子育ての負担を軽減し、支援を強化するためにも子どもの均等割についての免除制度の創設を求めますが、いかがでしょうか。

○議長（田中 修） 久野村健康福祉部長。

○健康福祉部長（久野村観光） 世帯の人数に着目いたしました算定方法である均等割額は、京都府内全ての市町村で採用されており、本町におきましては、被保険者1人につき医療分、支援金分、介護分の3区分を定めているところでございます。

国保の均等割の区分は被用者保険にはない負担であり、医療保険制度間の公平性を確保し、負担の平準化を図る上で議論は必要と感じておるところでございます。

しかしながら、ご提案の子どもの均等割免除制度を導入することは、現行制度のもとではその負担を逆に被保険者あるいは町民で負担しなければならないという財源の問題が生じることとなります。

本町では、子育て世代の経済的負担の軽減に対応するため、医療費助成といたしまして京都府制度に上乘せした拡充、また多子世帯に対する保育料の軽減措置等の充実も図っているところでございます。

子どもに対する均等割保険税の軽減措置につきましては、税と社会保障の一体改革で議論されるものと思っており、多方面から国への要望が引き続き上げられていることもあり、今後、子育て支援の観点からも情報収集に努め、慎重に動向を見守っていきたいと考えておるところでございます。

○議長（田中 修） 今西君。

○10番（今西久美子） 確かに宇治田原町としては、子どもの医療費助成や多子世帯に対する保育料の軽減等を子育て世帯に対する経済的な支援やっただいていることについては承知をしておりますが、私はこれで十分やということでは決してないと思うんですね。町長がいつもおっしゃる、子どもは町の宝と、こういう立場に立つならば、さらなる子育て世代への支援策は必要であり、町長が掲げる最重要三本柱の一つであります人口減少対策の推進にも寄与するものであると考えます。

低所得者に対しては軽減策ございますけれども、一定所得のある子育て世代については軽減が全くございません。せめて多子世帯、第3子以降の均等割について免除をご検討いただけないでしょうか。

○議長（田中 修） 久野村健康福祉部長。

○健康福祉部長（久野村観光） 子育て世代の負担軽減につきましては、本町独自も含めて町内全体の子育て世帯に対しまして手厚く実施をしているところでございます。

先ほどもご答弁をさせていただきましたとおり、現行制度の趣旨や国保財政に与える影響等を考慮され、国においても議論される予定でございます。



本町におきましても、国の動向をしっかりと注視してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（田中 修） 今西君。

○10番（今西久美子） 確かに国の制度でございますので、国のほうで議論をされるべき問題であるとは私も思いますけれども、国が実施するまでの間、町として軽減のない子育て世帯に対する支援、これを町として実施しても何ら問題はないというふうに思っております。

第3子以降というふうに申しましたけれども、第3子以降何人いるのかとちょっと調べたんですが、わからなかったんですが、それほど多くはないと思いますので、予算的にもそれほど負担が増えるということにはならないのではないかとこのように考えております。

国の動向を注視するというご答弁ございましたけれども、注視をするだけではなくて、しっかりと意見として、さらに声を大きくして届けていただきたいというふうに申し上げます、私の一般質問を終わります。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（田中 修） これで今西久美子君の一般質問を終わります。

垣内秋弘君の一般質問を許します。垣内君。

○3番（垣内秋弘） 通告に従いまして、3番、垣内秋弘が質問いたします。

1件目は、小中一貫教育の施設統合時期についての質問でございます。

本町における小中一貫教育問題につきましての議論は約10年近くになりますが、当初は施設分離型の小中一貫校のあり方について検討・研究を重ねて、幅広く意見を聞きながら進めていくということでスタートしたように記憶しております。その後、小中一貫教育のあり方に対して推進アンケートをとられ、賛成、反対、さまざまな意見が集約されました。あわせて小中一貫教育推進協議会も発足し、種々検討をされてきたわけですが、施設のあり方については、なかなか結論が出ないまま持ち越しになりました。その間、議会としても多くの先進事例視察にも出向き、数々の参考事例も学びながら意見反映を行い、推進に向けた取り組みも行ってきたところでございます。そして、方向性は早急に示すべきであるということも踏まえまして、平成29年3月29日の全員協議会の場におきまして、小中学校の施設を一体型（隣接型）とするという方向性が示されたわけですが、このことにつきましては一定の評価ができると思います。

そして、今年3月定例会の全協の中で、施設一体型整備に向けたスケジュールが報告されました。

この計画内容は平成36年度、つまりは2024年度に開校しますが、このタイミングで総合的に判断され、開校されることになった経緯並びに根拠について、当局のご見解をお聞きしたいと思います。

○議長（田中 修） 岩井学校教育課長。

○学校教育課長（岩井直子） 小中一貫教育の取り組みにはさまざまな手法・形態があり、何よりも一貫教育に対するさまざまなご意見がございます。整理すべき事柄や課題一つ一つに向き合い、協議を重ね、将来を見据えて宇治田原町における学校のあり方を探ってまいりました。

本年3月にお示しをいたしました施設一体型整備に向けたスケジュールにつきましても検討項目が多岐にわたり、教育関係のみならず、行政全体で考えていかなければなりませんし、住民の皆様のご意見を反映させなければならないと考えています。

開校予定の時期につきましては、1点目といたしまして、先ほど申し上げました検討項目の協議や対応策にかかる時間、2点目といたしまして、現在進めております新庁舎建設との関連からも、できる限り財政負担を抑えることを考慮し、平成36年度の開校を目指すとしたものでございます。

○議長（田中 修） 垣内君。

○3番（垣内秋弘） ただいま多岐にわたる検討項目は教育関係のみならず、住民の意見も反映させ、行政全体で考える必要があると。また、開校予定時期は、協議や対応策にかかる時間、そして新庁舎建設との関連から財政負担を抑えることを考慮し、平成36年度開校を目指すにご答弁をいただいたところでございます。

今お聞きした内容から総合的に判断しても、私はもう少し遅らせたほうがいいのではないかと思うところでございます。

さて、施設一体型、すなわち2小学校が統合し、小中学校の施設と一体として建設し、運営していくわけでございますが、全体規模として統合する基準は何名ぐらいに設定しているのかお聞きするとともに、年度ごとの想定人員（児童生徒）は将来に向けてどのような推移するのか、シミュレーションの結果について具体的に提示願いたいと思います。

○議長（田中 修） 岩井学校教育課長。

○学校教育課長（岩井直子） 29年3月に小中学校の施設を一体型とする方向性をお示

しさせていただきました際、論点となります3つの視点の中に児童数関係の視点がございました。その中で、児童数の減少で数年後にはほとんどの学年が単学級となり、単学級が児童生徒に及ぼす課題や、それに伴う教職員の減少などで学校運営上の課題も整理させていただきます、ご報告をさせていただきました。

現在、田原小学校は、児童数220人で9学級、3つの学年が単学級です。宇治田原小学校は、231人で11学級、1つの学年が単学級です。

これを現体制の施設のまま推移したといたしますと、36年度では田原小学校は、180人で7学級、1つの学年を除いて全て単学級です。宇治田原小学校は、196人で8学級、4つの学年が単学級となります。児童数でいきますと、両校とも6年間で約40人の減少、以降も単学級が進むと予測しております。

ご質問にございます統合基準の人数につきましては明確に設定しておりませんが、児童数の推移を見る中で、減少による諸課題の影響が出るまでに対応策が必要であると考え、開校時期を設定したものでございます。

○議長（田中 修） 垣内君。

○3番（垣内秋弘） 小中一貫教育の施設統合時期については、住民への説明と理解が必要不可欠であります。とりわけ当事者に当たる児童生徒の保護者に対する理解は必須条件であります。慎重かつタイムリーな展開も必要になります。今年小学校1年生の児童は、中学校へ行けば統合型の小中一貫教育を受けることになるわけでございます。

該当する保護者はもとより、住民への理解が必要ですが、どのような方法とタイミングで周知、説明会等を展開していくのか、ご所見をお伺いしたいと思います。

○議長（田中 修） 岩井学校教育課長。

○学校教育課長（岩井直子） 今後検討を進めていく手順の中で、住民や保護者の皆様にご意見をいただく場、またご説明をさせていただく場は必要ですし、設けていきたいと考えております。

ご意見をいただく場合におきましても、今後就学するお子さんをお持ちの方や現保護者、また地域の方など、お聞きする内容や対象の設定など、さまざまな状況を想定しております。

現段階におきましては、具体的にいつの時点で、どのような方法でといった明確なお答えはできませんが、準備が整い次第、順次進めてまいりたいと考えております。

○議長（田中 修） 垣内君。

○3番（垣内秋弘） それでは、2点目についてお伺いいたします。財政の関係でございます。

財政シミュレーションの結果についてお伺いしたいと思います。

財政面について考えたときには、本町として当面は新庁舎建設、山手線、南北線をはじめとしたインフラ整備等、多額の財政支出が見込まれ厳しい状況が続く中、このタイミングで施設一体型の学校建設を行っていかうとすれば、町の財政負担増は避けられず、現在の宇治田原町の体力からすれば、本当に持ちこたえられるのか懸念するところでありますが、財政シミュレーションに基づく財政的な裏づけはどのようになっているのか、当面の財政状況を示していただきたいと思っております。

あわせて、設備費用（補助制度、財源検討）等の検討を平成33年度に実施される計画ではありますが、このタイミングでは遅いと思っておりますが、ご所見をお伺いしたいと思います。

○議長（田中 修） 矢野企画財政課長。

○企画財政課長（矢野里志） 現在、本町では災害対策活動及び将来のまちづくりの拠点として新庁舎の建設、また平成35年度の完成予定新名神高速道路のインパクトを積極的に活用するため、それに合わせた宇治田原山手線及びその周辺施設の整備に積極的な財政出動を行っております。これらの大型建設事業とあわせて施設一体型に向けた学校施設の建設を行えば、今後も厳しい財政状況が続くことが予想されます。

しかしながら、小中一貫教育による教育環境の充実、子どもたちの学力の向上と生活の安定が図れ、小学校・中学校の義務教育9年間でより充実した子どもが成長できる大切な期間になるものと認識をしております。このような状況からも、明るく未来ある宇治田原をつくり上げるために、次代を担う子どもたちへの投資を今惜しんではならないと考えております。

議員ご指摘の設備費に伴う財源等については、今後、詳細な施設の規模、内容等を議論してまいりますので、その具体化とあわせて、しっかりとした財政見通しを立てることが賢明であると考えており、これにより未来に希望の持てる行財政運営を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田中 修） 垣内君。

○3番（垣内秋弘） ただいまご答弁をお聞きしました中では、厳しい財政状況は続くが、教育環境の充実が学力の向上と生活の安定を図られ、小中学校の義務教育9年間で大切な

期間であることにつきましては、私も認識いたしておるところでございます。

現状では詳細な規模、内容等が決まっていないため、今後、具体化とあわせ財政見通しを立てるとお伺いしてきました。

ただ、財政は施設統合における根幹をなすものでありまして、見通しが未知数な状況の中では統合に関する総合計画を組み立てるのも無理が生じると思っております。

位置についても今年度中に決定されるようにスケジュールの中でうたっておりますが、細部のスケジュールの見直しも含めて早急に再検討願いたいと思っておりますが、ご見解をお伺いしたいと思います。

○議長（田中 修） 岩井学校教育課長。

○学校教育課長（岩井直子） お示しさせていただきましたスケジュールをもとに順次検討を進めてまいります。課題項目の詳細な部分や状況によりまして、前後、また微調整をかける場合もございますものの、基本的にはこのスケジュールを目標に進めてまいりたいと考えております。

財政等、担当いたします関係課とも十分連携、課題共有しながら進めてまいります。

○議長（田中 修） 垣内君。

○3番（垣内秋弘） それでは、3点目は、将来人口との整合性についてお伺いしたいと思います。

ただいまは人口シミュレーションに基づく今後の児童生徒の予想推移をお伺いしたわけではありますが、現在取り組んでいる人口減少対策、つまりは平成52年、2040年度に人口1万人を確保し、年齢構成の若返りを目指した取り組みを推進しておりますが、片や施設の一体型設備に向けた取り組みを早急に具現化して進めるということですが、人口のバランスを見たとき、整合性をどのように図っていくのか。

今の時期において6年後に施設統合する計画をされたことは、人口の将来展望とのかかわりからいけば、人口の増加への取り組みは短絡的にいえば、もう諦めたと言わざるを得ません。それとも人口増加への取り組みとは別に現状の児童生徒の減少を直視し、優先した形で一体型整備計画をされたのか、総合的にどのように判断され、決定されたのか、ご見解をお伺いしたいと思います。

○議長（田中 修） 岩井学校教育課長。

○学校教育課長（岩井直子） 本町の将来人口につきましては、定住移住戦略や道路整備ネットワーク等の整備効果を段階的に見込み、平成52年、2040年の目標人口を概ね

1万人とし、「めざすまちの将来像」に向けて各種事業に取り組んでおります。

人口減少・少子化の抑制とする中、一方で、児童生徒数の減少を小中一貫教育における施設一体型の一つの理由と挙げることは矛盾しているように思われます。

しかしながら、先ほども申し上げましたとおり、児童が減少したために一体型にするのではなく、現在の状況から多少の増減があるにしろ、本町における学校教育は、宇治田原町の規模と特色を優位に考え、町が一つになって学校を支援いただける教育環境の整備に努めたいと考えております。

本町だからできる教育を推進し、子ども一人一人を大切に育てる学校づくりを目指しておりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

○議長（田中 修） 垣内君。

○3番（垣内秋弘） ただいまは児童が減少したために一体化するのではなく、本町における学校教育は、本町の規模と特色を優位に考え、教育環境の整備に努めたいと考えていると伺いました。しかし、児童が減少しなければ施設統合もする必要がないわけであります。

現状を直視したときは、減少を食いとめることは非常に厳しいと判断いたしますが、町長は最重要三本柱の一つであります未来づくりとして人口減少対策と移住定住対策の推進を掲げられていますが、将来への布石としてどのような思いと取り組みをしようとしているのか、町長のご所見をお伺いしたいと思います。

○議長（田中 修） 町長。

○町長（西谷信夫） 先ほど課長がご答弁申し上げましたように、本町における学校教育につきましては、宇治田原町の規模と特色を優位に考え、町が一つになって学校を支援いただける教育環境の整備を行いたいと考えておるところでございます。

また、私の最重要三本柱の一つ、人口減少対策と移住定住対策の推進では、本町のいいところや強みを内外に発信するハートのまちとしてのプロモーション強化のほか、移住定住を希望する方への伴走支援や空き家活用の拡大に向けた取り組みなど、移住定住に資するさまざまな施策をパッケージとして組み合わせて実施することにより、多世代にわたり、住んでよしのまちづくりを強力に推進していけるところであり、少しずつではございますけれども、その成果も出てきているものと感じておるところでございます。

引き続き、未来づくりへの取り組みを充実し、人口減少対策を強化することにより、30年先、50年先に本町に住んでいただく方への未来につながるものと確信をしておる

ところでございますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（田中 修） 垣内君。

○3番（垣内秋弘） 最後に教育長に確認いたしますが、現在提示されている施設一体型整備に向けたスケジュールは、多少前提条件が変わっても平成36年4月開校はコンクリートされたものと判断してよいのか、再考する考えはないのか、ご見解をお伺いしたいと思います。

○議長（田中 修） 教育長。

○教育長（増田千秋） 垣内議員のご質問にご答弁申し上げます。

さまざまな条件のもと、協議を踏まえ今回のスケジュールをお示したものでございます。

今後、教育委員会・総合教育会議における議論と庁内関係者が課題に取り組むべき体制を確立し、住民の皆様のご意見をいただく中で、あくまで平成36年4月を目指して取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田中 修） 垣内君。

○3番（垣内秋弘） この問題に関しましては大きい問題でございますので、本来なら町長のほうから答弁をいただきたいところでございますが、教育長の出番もなかったようでございますので、あえて教育長に答弁をいただきました。

先ほどから小中一貫施設統合に関してさまざまないろんなお話をお聞きしました。基本となる統合時期であります、平成36年開校を目指すことについて完全にロックされていないようなニュアンスもございました。教育長の答弁でも、平成36年を目指して取り組むということでございます。未確定要素に含みを持たせた言い方をされたように受けとめました。予定どおり実行するには、何が何でもやり遂げるという信念を示してほしかったと思うところでございます。

今後、さらに教育委員会や総合教育会議において詰めていただき、シビアな計画のもと、定期的に進捗状況を、これは文教厚生常任委員会のもとより、全員協議会等においてご報告をいただき、また議論していきたいと、このように考えておりますので、ぜひよろしくお伺いしたいと思います。

続きまして、2件目は、町道贄田立川線についてお伺いしたいと思います。

新設予定の町道贄田立川線についてお伺いたします。

贄田立川線については、新都市創造ゾーンの基盤整備として必要不可欠な道路であるとともに、新庁舎建設予定地へのアクセス道路としてなくてはならない、また、費用対効果から見ても有効活用できる道路であります。あわせて防災公園の避難経路として重要な道路となります。地元の立川地域においても期待と注目をしているところでございます。

そこで、贄田立川線は12mの立派な道として計画されておりますが、通峰線との接続部については道路幅も狭く、周辺整備が求められますが、具体的にどのような整備をしていくのか、ご見解をお伺いしたいと思います。

○議長（田中 修） 垣内建設環境課長。

○建設環境課長（垣内清文） 町道贄田立川線は、新都市創造ゾーンのシビック交流拠点と立川地域を結ぶ連絡道路として平成29年度に道路認定されたところでございます。

都市計画道路宇治田原山手線へのアクセス道路としての役割はもとより、災害時には、新庁舎や防災機能を有した都市公園への避難経路として重要な道路であります。地元区民の安心・安全に寄与し、居住環境においても利便性の向上に期待できる道路と考えております。また、町道通峰線は糖塚地域間をつなぐ道路であります。幅員は4mから5m程度でございますが、生活に必要な道路として利用されております。

議員ご質問の贄田立川線との交差点部分の整備につきましては、現道の道路法線の見直しを検討する中で交差点計画を行う必要があると考えております。

宇治田原山手線の計画が通峰線と立体交差する予定でもあることも視野に入れ、関係機関と協議しながら交差点部の計画検討を進めていきたいと考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（田中 修） 垣内君。

○3番（垣内秋弘） ただいまは周辺環境や住居環境から見ても大変重要な道路であることを認識したご答弁をいただきました。交差点部については、関係機関と協議を進めるということでございますが、今後進捗を注視していきたいと思っております。

接続部における通峰線は直線ではなく、曲がりくねっているため、交差するところにおける安全性を高めるための整備も必要ではないかと思っております。

贄田立川線が完成すれば、走行車両の通行量も急激に増加するものと推定されますが、交通安全への対応策も必要かと思っておりますが、ご見解をお伺いしたいと思います。

○議長（田中 修） 垣内建設環境課長。

○建設環境課長（垣内清文） 交差点部における視距の確保や道路法線の計画については、



道路構造の基準書をもとに設計を行うものであります。

その上で、今後の交通形態も念頭に置き、警察などの関係機関との協議を行いながら、交通安全に配慮した道路計画を検討していきたいと考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（田中 修） 垣内君。

○3番（垣内秋弘） 新規に道路ができますと、通り抜けの車は増加することが一般的であります。

考えられるのが山手線を通り抜け、贄田立川線、そして在所を通り、工業団地への通勤経路にもなりかねないため、先ほど話が出ていますように、警察や、そしてまた地元の意見を聞いていただきながら、安全で利便性の向上につながる道路形態になるよう検討していただくことをお願いしておきます。

次に、3件目でございます。通学路の安全・安心対策についてお伺いします。

先般、新潟県において児童誘拐・殺人事件が発生いたしました。過去からこのような痛ましい事件は後を絶たず、忘れたころに各地で発生してきました。殺人までには至らなかったが、不審者に声をかけられたり、車で連れ去られそうになったりする未遂事件もたびたび起こっております。本町においても、過去に不審者が通学路や生活道路で現れたという事象もありました。

今回の事件を再教訓にして、本町として再発防止を図っていかなければなりません、どのような対応策を実施していくのか、ご所見をお伺いしたいと思います。

○議長（田中 修） 岩井学校教育課長。

○学校教育課長（岩井直子） 本町におきましては、児童生徒の登下校に係る安心・安全のために、見守り安全パトロール隊、交通安全指導員の方々をはじめ、住民の皆様方には毎日お世話になっておりますことに心より感謝申し上げますとともに、今回のような悲惨な事件や事故がなくなりますことを願うばかりでございます。

通学路の安全点検や危険箇所の把握につきましては、毎年PTAの要望箇所を宇治田原町、京都府、警察等関係機関から成る通学路安全推進会議で現場を確認し、対応しています。

本年度の新たな取り組みといたしまして、京都府田辺警察署と協力し、町内の通学路や集合場所、チェックポイントなどを地図に記載し、通学路の状況把握やパトロール等の資料としていただく準備をしているところでございます。子どもの安心・安全のための情

報共有、連携強化に努めております。

また、子ども110番の家の整理と普及活動も田辺署と協力し進めていくこととしており、町職員も現場等に出る際には気にとめるようにしておりますが、引き続き、子どもたちの見守りに住民の皆様のご協力をお願いしたいと存じます。

○議長（田中 修） 垣内君。

○3番（垣内秋弘） それでは、最後に意見を申し上げて質問を終わりたいと思います。

ただいまは通学路や集合場所のチェックポイントなどを地図に記載し、状況把握やパトロール等の資料として使用するなど、新たな取り組みも検討いただきありがとうございます。

事件が発生しそうな場所は決して限定できませんが、この場所は常に注意を払っておかなければいけないといったところは必ずございます。そのようなところは、現状においても安全パトロール隊の方が監視したり、見守りパトロールを行っていますが、今後より一層安全を担保するためにも、あらゆる危険箇所をリストアップして、有事の際には速やかに対応できるような取り組みや連絡体制の確立、立て看板の設置、子どもたちの実践指導の強化を図るなどの対策は必要不可欠とっておりますので、ぜひ前向きに検討いただくようお願いしておきます。

備えあれば憂いなしといった言葉がございますが、安心・安全には、これでパーフェクトといった内容は通用しません。

今後は一斉防犯パトロールといった取り組みも定期的に検討いただき、有事に備えることも必要かと思っておりますので、ぜひよろしくようお願い申し上げまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（田中 修） これで垣内秋弘君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。午後1時30分より再開をいたしますので、よろしくお願いをいたします。

休 憩 午前11時55分

再 開 午後 1時30分

○議長（田中 修） 休憩前に引き続き会議を開きます。

山本精君の一般質問を許します。山本君。

○7番（山本 精） 通告に従いまして、山本精が一般質問を行います。

まず初めに、小学生の下校時の安全対策についてです。

先ほどの垣内議員の質問にもありましたが、新潟県で発生した小学2年生の少女殺害

事件は、全国に衝撃を与えました。我が町では小学生の登下校時の安全対策として、登校時は交通安全指導員さん、見守り安全パトロール隊の皆さんの方々により安全安心の対策をとられていますが、下校時はそうではない地域も見受けられます。この見守り安全パトロール隊は、2004年に起きた奈良小1 女児殺害事件を教訓につくられたものだと思いますが、現状はどうなっているのでしょうか。

○議長（田中 修） 岩井学校教育課長。

○学校教育課長（岩井直子） 見守り安全パトロール隊は、平成17年に自主防犯ボランティア団体として立ち上げいただき、今日まで子どもたちの登下校時に見守りをいただいております。メンバーは、地域住民、保護者等ご登録をいただいている方々で、両小学校合わせて約250名となっており、京都府警のホームページにも掲載されております。個人の事情の許す範囲でとお願いしておりますことから、多くの方に無理なくできる形で続けていただいております。

ただ、見守り隊の方々も高齢化により参加できなくなってきた、就労時間の変化により時間的に厳しくなったなどの課題も出てきております。長い期間の中で子どもたちとの信頼関係や地域のつながりを大切に、安心安全に努めていただいた取り組みに感謝申し上げますとともに、今後も無理なく活動いただけるよう教育委員会といたしましても連携を図ってまいりたいと考えております。

○議長（田中 修） 山本君。

○7番（山本 精） 今、今後も交通安全指導員や見守り安全パトロール隊の皆さんには、無理なく子どもたちが安心安全に活動いただけるように教育委員会としても連携を図っていくとのこと。ぜひ引き続きのご協力をお願いすることを求めまして、次の小中学校の一貫教育についての質問に移ります。

さて、3月の文教厚生常任委員会で小中学校の一貫教育について、施設一体型のスケジュールが提案されました。教育委員会や総合教育会議での論議を踏まえての提案だと思いますが、依然として地域の小学校がどうなるのか、まちづくりの観点、防災の観点、地域住民の感情など多くの課題が残っています。今までも一般質問や常任委員会での質疑などされてきていますが、教育長は、平成29年1月24日の教育委員会定例会で私も保護者の皆さん、住民の皆さんへの説明が一番大切だと思っていますので、そのところきめ細かにする中で充実したものに教育施設のあり方を確定していけたらと考えていますと言っていたのではないですか。

今回の小中学校の施設一体型、隣接型という結論を出すに当たり、保護者の皆さんや住民の皆さんにどれだけの説明をされましたか。また、どれだけの声を聞かれましたか。

○議長（田中 修） 岩井学校教育課長。

○学校教育課長（岩井直子） 平成25年の宇治田原町小中連携・一貫教育のあり方検討会議のまとめにおきまして、施設のあり方について選択が必要な時期が来るとされる中で、地域を挙げて子どもたちを育てていく理念にたがわぬ方向性を打ち出すこととありますが、これはアンケート結果や数多くの審議、視察などを通してまとめたことを今後しっかりと議論し、本町の学校あり方を導き出すよう託された言葉であると考えます。

小中一貫教育の導入、特に施設の一体型に対するご意見はさまざまございますが、児童生徒に与える影響や教職員組織の課題、跡地利用や学校と地域との関係など課題や整理すべき点に不安をお持ちの方もいらっしゃるかと思います。課題解決にはそれに向き合い解消していかなければなりませんし、そのためには手順を踏んだ議論を重ね、考え方や方向性をお示しし、ご意見をいただく、この丁寧な積み重ねが重要であると認識しております。

施設のあり方について選択が必要な時期を迎え、方向性とスケジュールをご提示いたしました。これからが課題に向けて町全体で取り組んでいくこととなりますので、教育長が申しあげました説明をきめ細かにする中で、充実したものにつくり上げていきたいという考え方をもち、住民の皆様には丁寧な説明と意見聴取に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

○議長（田中 修） 山本君。

○7番（山本 精） 今一体型に向けての方向性とスケジュールを提示しましたが、これからが課題に向けて町全体で取り組んでいくこととなりますので、住民の皆さんには丁寧な説明と意見聴取に努めたいと考えておりますとの答弁であります。1回目に私が質問しているのは、一体型、隣接型に決定するに当たって住民や保護者の皆さんに意見を聞くことや十分な説明がされていたのかということです。例えば小中一貫教育をするに当たって、学園の名称の募集を行っていたということがあったのではないですか。私は小中一体型、隣接型の決定には住民や保護者の皆さん意見が十分には反映されているとは思いません。また、去年の決定後、この1年間を通して住民や保護者の意見を聞くことは十分可能であったと考えていますが、教育長の考えはいかがでしょうか。

○議長（田中 修） 教育長。

○教育長（増田千秋） 山本議員のご質問のご答弁を申し上げます。

住民や保護者の皆様のご意見を聞かせていただくことは大変重要なことであると認識いたしております。ただ、ご意見を聞くに当たりましては、何らかのお示ししたものに対していただくものであり、議論するものであると考えております。

先ほどの答弁にもございますが、今後小中一貫教育に関する課題に向け、取り組みを進める中で、住民の皆様に丁寧な説明と意見聴取に努めたいと考えております。

○議長（田中 修） 山本君。

○7番（山本 精） 今も今後小中一貫教育に関する課題に向け、取り組みを進める中で住民の皆さんに丁寧な説明と意見聴取に努めたいと考えておりますとの答弁であります。実際施設一体型は決めてしまっているではありませんか。今後そういう点も含めて一体型の見直しも含めて再検討するという、これを求めまして、次の平和問題について質問をいたします。

今、被爆者は核兵器の廃絶を心から求めますということで、2016年4月に呼びかけられ、2020年まで毎年の国連総会に提出するとしている広島・長崎の被爆者が訴える核兵器廃絶国際署名いわゆるヒバクシャ国際署名に宇治田原町長も賛同されることを求めるものであります。

このことは毎年夏に核兵器廃絶を訴えて取り組まれている原水爆禁止国民平和大行進に取り組む京都実行委員会からも文書でもって京都府内の知事を含む全市町村の首長にも署名への賛同が申し入れられております。今年も6月7日に要請に来られました。

ヒバクシャ国際署名のホームページによれば、賛同された自治体の首長は、6月8日の時点で20の知事を含む1,093の自治体であります。全国1,788自治体の首長の半数以上に及んでおります。京都府内でも前知事をはじめ北から伊根町長、与謝野町長、綾部市長、京丹波町長、亀岡市長、京都市長、向日市長、笠置町長、南山城村長の10名になっています。ぜひ宇治田原町長も賛同され、署名をされるよう求めますが、町長の考えは。

○議長（田中 修） 副町長。

○副町長（山下康之） それでは、ただいまの山本議員のご質問に私のほうからご答弁申し上げます。

ヒバクシャ国際署名は、広島、長崎における悲惨な被爆体験を通じて、全ての国に対し核兵器を禁止、廃絶する条約を結ぶことを求めています。取り組みの方策はさまざま

ではありますけれども、核兵器の廃絶という方向性は、宇治田原町平和都市宣言と同じものであると考えております。

核兵器は、完全に廃絶しなければいけない、その考えは同じであり、これまで一環して核実験に対する抗議を行ってまいりました。

国際署名につきましては、今後の国際情勢や国の施策、住民の動向等を総合的に判断しながら検討していかねばならないと考えております。

以上でございます。

○議長（田中 修） 山本君。

○7番（山本 精） 今、副町長のほうからヒバクシャ国際署名の核兵器の廃絶という方向は、宇治田原町平和都市宣言と同じものであるとの答弁でした。宇治田原町は平和首長会議にも加盟しています。昨年8月に第9回平和首長会議が長崎で行われています。その中で特別決議として核兵器禁止条約の早期発効を求める特別決議というものが全会一致で採択されております。その一部を紹介します。

平和首長会議は、核兵器廃絶のためには核兵器を法的に禁止する枠組みが不可欠であるとの信念のもとその早期実現を訴えてきた。この訴えが実を結び、核兵器の禁止を明文化した核兵器禁止条約が2017年7月7日国連本部において国連加盟国の6割を超える122カ国の賛成で採択された。この後一部中略して、平和首長会議は人類の悲願である核兵器廃絶への大きな一歩となる核兵器禁止条約の採択を心から歓迎する。また、一部を中略いたしまして、平和首長会議は、核兵器保有国を含む全ての国に対し、条約への加盟を要請し、条約の一日も早い発効を求めることをここに決議する。こういう内容です。私はずばり核兵器廃絶の確信を突かれた決議だと思います。

宇治田原町には、平和問題には広島平和体験学習や平和の集い、宇治田原町平和宣言を印刷した平和の折り鶴など積極的に取り組んでいます。そういう点からも町長自身が積極的にこのようなヒバクシャ国際署名に賛同されて署名をするつもりはありませんか。

○議長（田中 修） 町長。

○町長（西谷信夫） それでは、山本議員のご質問にお答えを申し上げます。

全国の市区町村長のうち約99%が平和首長会議に参加されていますが、この国際署名については、全国で約61%、さらに京都府では34.6%の市町村にとどまっております。これは本町と同じく多くの自治体におきましても、市町村長の署名は市町村を代表して行うものであるという認識のもとに判断されていると理解しています。

国際署名は、国内外の全ての国に対して核兵器を禁止し廃絶する条約を結ぶよう求める国際署名運動であり、条約の締結が国の所掌事務であることから、先ほど副町長がご答弁申し上げましたが、国の施策などを総合的に判断する中で検討してまいりたいと考えます。

以上でございます。

○議長（田中 修） 山本君。

○7番（山本 精） 今の町長が全国の61%、京都府では34.6%にとどまっているとそういう答弁でしたが、私は全国で60%というのは大きく広がっているというふうに思います。

先日の原水爆禁止国民平和実行委員会の大行進に取り組む京都実行委員会の要請の中でも職員全員の署名を集めて提出している自治体もあるということが言われていました。先ほどの副町長の答弁にヒバクシャ国際署名の核兵器の廃絶という方向は、宇治田原町平和都市宣言と同じものであるとの答弁がありましたが、そういう点からもぜひ町長がこのヒバクシャ国際署名に賛同され、署名を広げる役割を果たされることを求めまして、私の一般質問、以上で終わります。

どうもご清聴ありがとうございました。

○議長（田中 修） これで山本精君の一般質問を終わります。

続きまして、藤本英樹君の一般質問を許します。藤本君。

○8番（藤本英樹） 8番、藤本英樹でございます。

通告に従いまして、6月定例会一般質問を始めさせていただきます。

まず、新庁舎建設事業について質問いたします。

平成30年度当初予算に新庁舎建設事業費として4億327万5,000円が予算審議を通過し、今般の6月議会に提案された補正予算（第1号）では、建設事業に要する経費として今年度分5億7,940万円と合わせ平成32年度までの債務負担行為補正として12億9,500万円が計上されていますようにいよいよ本格的に計画が一步一步現実味を帯びて前進してきている状況となりました。また、平成29年3月から平成30年3月にかけて基本設計、実施計画に取り組み、住民説明会を開催し、パブリックコメントを募集されました。パブリックコメントでは豪華過ぎる、予算は無駄を省いて堅実に、エレベーター2基は不要、トイレも1カ所で賄える、林業のまちをPRするためにも木造を検討してもらいたいなどの意見が寄せられ、当初計画されていた案である庁舎側1階床面

積1, 819㎡を1, 513㎡に、保健センター・子育て支援センター側も床面積616㎡を590㎡に変更され、エレベーター2基も1基とし、トイレも各階1カ所に変更されたことは評価できるものであります。

さらに、パブリックコメントに寄せられた林業のまちをPRするために木造を検討してもらいたいという意見に対し、保健センター・子育て支援センターを木造平屋建てに変更されたことは、大いに評価できることであります。ただし、平成30年度当初予算主要事項調書では、府内産材利用推進業務委託と記載されております。なぜ林業のまちを考慮して保健センター・子育て支援センターを木造平屋建てにしているのに町内産木材を使用する計画を行わないのか確認いたします。

○議長（田中 修） 山下プロジェクト推進課長。

○プロジェクト推進課長（山下仁司） 当初予算でお願いいたしました費用につきましては、新庁舎本館の内装材や備品等に活用するため、新名神高速道路事業など道路事業で伐採した木材を運搬、製材、保管する費用を想定したものであります。この意図は、事業から発生する伐採木の木材資源の有効活用や先ほど議員からご指摘をいただきました「林業のまち」を来庁いただいた方々にお伝えできればと思いますのと、何よりもこれまで育林されてきた土地所有者様の思いを大切にしたいと考えたからであります。これまで育ててこられた木を役場庁舎に使わせていただくことにより少しでもその思いをくみ取れるのではないかというふうに思うところでございます。

したがいまして、今年度は製材木として保管し、製品として活用いたしますのは来年度を考えているところであり、この木材は100%町内産木材であります。

次に、保健センター棟で使用いたします構造材への町内産木材の利用につきましては、思いといたしましてはできる限り町内産木材を活用してまいりたいと考えているところであります。

耐震性能や快適性を考慮し、建築コストにも配慮しつつ森林組合や京都府木材組合連合会、山城ECO木材供給協議会などのお知恵もお借りしながら、地元で育てた木を地元で使う地産地消の推進を検討してまいりたいと考えますので、ご理解賜りますようよろしく申し上げます。

○議長（田中 修） 藤本君。

○8番（藤本英樹） では次に、木材の伐採計画について質問いたします。

町単独の費用負担をできるだけ軽減したいとの思いも理解できますが、できる限り町



内産木材を利用するとの当局の思いを評価しつつも私はオール町内産木材での建設を望みたいので、努力願いたいと思っております。

さて、町内産木材といっても個人から買い受けするものか、もしくは町有林を伐採するものなのか、さらに申し上げますと、木材は伐採してすぐに製材し使用できるものではなく、乾燥期間が必要となります。そういったしますとある程度伐採と製材の間に時間的猶予が必要となることとなります。その点を踏まえまして、伐採作業はいつごろから計画、実施するかという具体的なご計画をお示してください。

○議長（田中 修） 山下プロジェクト推進課長。

○プロジェクト推進課長（山下仁司） 町内産木材の供給元につきましては、先人がこれまで長きにわたり大切に育林されてきました町有林が伐採適齢期を迎えておりますことから、基本的には町有林を活用してまいりたいと考えているところでございます。

また、伐採時期につきましては、先ほども申し上げました町森林組合をはじめとする専門的知識を有された方々にご相談をさせていただく中で、建築資材として活用を計画いたします時期に問題のないよう取り組みを進めてまいりたいと考えますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（田中 修） 藤本君。

○8番（藤本英樹） 続きまして、ゼネコンと地元建設業界のJV設置について質問いたします。

役場位置の改正条例をはじめ土地取得の議案、そして建築事業費を含めた補正予算の提案といよいよ本格的に事業が目に見える形になろうとしております。今後は実施計画を完了し、建設業者選定段階に移行することと思われませんが、建設業者選定に関しては、一般競争入札が行われ、当然に大手ゼネコンも参加されることになると思われま。結果、大手ゼネコンが落札する可能性が非常に高く、大手ゼネコンが落札しても町内建設業者の活性化にはつながりません。

そこで、大手ゼネコンと町内建設業者とのJV設立を推進することは可能か確認いたします。

○議長（田中 修） 山下プロジェクト推進課長。

○プロジェクト推進課長（山下仁司） 事業規模から申しまして特定建設業許可が必要な工事であると判断するところであり、大手ゼネコンと町内建設業者との共同企業体での資格要件を設定することは可能ではありますがものの、参加者数が限られることとなり、入札

制度の趣旨からして余り好ましいとはいえないのではないかと考えるところでございます。

しかしながら、議員ご指摘のとおり町内事業者が一切かかわらないといったことでは、事業実施する上で地域の活性化に何ら貢献しないこととなりますことから、町内建設業者の建設業許可の状況も勘案する中で、発注の分割や地域要件による発注等も視野に入れ、引き続き発注方法について検討し、決定してまいりますので、ご理解賜りますようよろしく申し上げます。

○議長（田中 修） 藤本君。

○8番（藤本英樹） この宇治田原町は、周囲を山々に囲まれた森林大国であり、町有林も多く所有しております。府内産材ではなく、町内産材を利用すれば先ほども答弁がありました。もともと町の所有物であることから木材の仕入れ価格を抑えることができ、伐採、搬出経費だけで対応可能となります。木材使用によって上昇するコストを少しでも低減できるものではないかと考えますし、町内木材関係者の活性化にもつながると考えます。

また、建設工事業者のJV設置については、困難な部分があることも理解いたしますが、今後とも発注方法等について十分検討いただき、宇治田原町内の建設業者の活性化につなげてもらいたいと思います。

新庁舎建設事業は、宇治田原町の一大プロジェクトであり、この一大プロジェクトを契機とし、町内木材、建設業者の活性化につなげることが町の活性化につながるものであると思っております。

次の質問に移らせていただきます。

府道宇治田原大石東線の進捗について質問いたします。

府道宇治田原大石東線は、瀬羅谷橋までの西側の一部が拡幅され、歩道の整備や大型車の離合もスムーズに行え、見通しのいい道路として整備されましたが、瀬羅谷橋より東側は、今までもある程度の幅員があり、大型車両の離合が困難な状況ではありませんでした。しかし、瀬羅谷橋は狭いままであり、普通自動車同士の離合も困難な状況です。

瀬羅谷橋より東側の一定区間を拡幅する計画が策定され、現在一部住宅が拡幅用地にかかったため、旧宅を解体され、道路奥に新築移転されたところでございます。その後すぐに拡幅工事が開始されるものと考えておりましたが、いまだ着工される様子がございません。現在の進捗状況及び今後の工事完成予定について確認いたします。

○議長（田中 修） 垣内建設環境課長。

○建設環境課長（垣内清文） 府道宇治田原大石東線拡幅改良事業でございますが、平成

24年度までに瀬羅谷橋までが完成しており、現在は橋から町道5-9号線までの1車線区間について京都府山城北土木事務所で鋭意事業実施していただいております。

当該事業の計画について、平成28年9月の議会の一般質問におきまして、歩行者や付近住民の交通安全を懸念する質問があり、府道事業として安心安全な道路整備を目指し、京都府でも減速対策等の検討をしていただいている旨の答弁をしたところでございます。その計画に基づき設計を完了し、昨年度までに用地買収、物件補償の交渉に入っていただき、一部用地を取得されたところでございます。今年度は残る用地の取得を進めていきますとともに、用地買収ができたところから順次拡幅改良工事に着手し、秋以降には瀬羅谷川にかかっております橋のところをボックスカルバート工事として着手をしていただく予定と聞いております。完成時期としましては、平成31年度末をめどに進めていただいております。

着工前には地域住民への説明等行ってまいります、通行車はもちろん地域の方のご協力が不可欠でありますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田中 修） 藤本君。

○8番（藤本英樹） 先ほども申し上げたとおり瀬羅谷橋付近は極端に道幅が狭く、ボトルネックとなっていることから、普通自動車での離合も困難な状況でございます。以前大型ダンプが橋付近の電柱に衝突するという単独事故を起こした際、大津方面、岩山方面ともに通行どめとなり、ちょうど帰宅時間と重なり、迂回しようとした車両が生活道路で離合困難な状況に陥ってしまったことがあったことを記憶しております。

これから禅定寺地区は関電道を中心とした新名神高速道路建設工事、それに伴う工事用道路としての宇治田原山手線建設工事も本格化してまいります。新名神高速道路建設車両は、工事用道路を利用すると計画されておりますが、工事が始まれば当該府道にもある程度の影響が出てくるものと思われま。一日も早い完成に向け、それぞれの工事間の調整をしていただき、交通安全に十分ご配慮していただきますようお願い申し上げます、6月定例会の一般質問を終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（田中 修） これで藤本英樹君の一般質問を終わります。

続きまして、松本健治君の一般質問を許します。松本君。

○2番（松本健治） それでは、通告に従いまして議員番号2番の松本健治が一般質問させていただきますと思います。

まず最初に、きょうお昼に米朝の首脳の会談が今進行中だというふうに思いますけれども、東アジア、そして世界にとっても非常に平和のためにより方向にこの会談が進められることを願うばかりでございます。とりわけ日本は隣国でもございますので、核問題なり特に拉致の問題についてよい方向にこれも進展することを念じたいというふうに思っております。

それでは、本論に戻りますが、副町長の就任についてまず質問をさせていただきたいというふうに思います。

平成26年6月から本年の5月までの4カ年にわたり、西谷町長を支えてこられた田中雅和前副町長が任期を満了されたことよりまして、後任として新たに選任されました山下康之新副町長が着任され、初めての定例会を迎えられたわけでございます。本当におめでとうございますという祝意の意味合いとこれからが大変だなと、大変な重責を担っていただかなくてはならないということで、まことにご苦労さまですということを衷心から申し上げておきたいというふうに思います。

山下副町長には、多くの住民の皆さんが待望していた人材として大きく変貌を遂げる本町において西谷町政の運営に当たって力強い補佐役としてその任に当たっていただきたいと思っております。

そこで、先般の臨時会においては、ご本人から所信の表明をお受けし、議会としても選任同意を行ってまいりました。一部の議員が退席ということがございましたけれども、議会では選任に当たっては異論はなく、むしろ歓迎をしたと。その一人でございます。

仕事に当たっての幅広いご経験と見識、人に対する細やかな心遣い、本質的に温かい人間性であり、申し分ない人材であると、常日ごろから接していて私も評価しているところでございます。

西谷町長にお聞きしますが、直近並びに中長期的にも本町の将来にとってまことに重要な時期でもありますので、山下副町長に期待するもの、そして役割として大きいものがあると思います。改めてこの期待すること、役割としてどのように考えて白羽の矢を立てられたのか、本定例会の一般質問においてお聞かせいただきたいというふうに思います。

○議長（田中 修） 町長。

○町長（西谷信夫） まずもって4年間支えていただきました田中前副町長には、感謝を申し上げたいというふうに思います。

新副町長ということで、就任に当たりましての質問でございますけれども、山下副町

長は、昭和49年に本町に奉職されて以来、42年間の長きにわたり主に教育、民生、総務部門、また議会事務局長も経験され、その事務遂行能力と組織内におけるすぐれた指導力が高く評価されてきました。また、定年退職された後も参与として再度本庁に勤務していただき、庁内の調整や私のよき相談役としての仕事に当たっていただきました。

さらには、何よりもこれまで築いてこられた人と人とのつながりや地域の皆さんとの信頼関係を生かし、住民と連携した本町のまちづくりの推進に大変ご尽力をいただいていたところでございます。

本町は、平成35年度の新名神高速道路の開通を控え、都市計画道路宇治田原山手線の整備、また新庁舎の建設、そして人口減少対策と移住定住対策の推進など将来の宇治田原の根幹をなす基幹整備事業をいよいよ加速化していかなければなりません。

これらの重要課題に対応する知識を持ち、あわせて優れた調整力を備えた人材として、山下副町長が私の補佐役として最適者であると考え、副町長への就任をお願いしご承諾を得たことから、去る5月の臨時議会に人事案を提案させていただき、皆様にご同意をいただいたところでございます。

副町長には、豊富な行政経験と高い識見をいかんなく発揮して、職員を指導し、京都府や他の自治体と連携を図りながら、都市計画道路宇治田原山手線の整備、新庁舎の建設、人口減少対策と移住定住対策の重点事業をはじめ本庁の基幹産業である茶業の振興や多様な世代でにぎわう交流の町をつくる観光振興などの諸課題に私の補佐役としてともに取り組んでいただくことを期待をしておるところでございます。

以上でございます。

○議長（田中 修） 松本君。

○2番（松本健治） ただいま西谷町長から改めてお聞きをしたわけでございます。新副町長に期待することと役割として重要課題に対する知識を持ち、あわせて優れた調整力を備えた人材ということでございます。力強いお言葉で町長の補佐役として最適者ということでございます。

さらには、府や他の自治体との連携を図りながら、3つの重点事業や本町の基幹産業の茶業や観光振興の諸課題に補佐役として共に取り組んでいきたいということでございます。

西谷町長におかれましては、ことのほか思いの強い補佐役の人事であったというふうに思います。ご同慶の至りであると思っております。

山下副町長におかれましては、特に管理職をはじめ一般職員に至るまでよくご存じのことと思います。職員の能力を遺憾なく発揮してもらえるよう温かく、時には厳しくお導きをお願いしたいところでございます。

特に管理職の皆さん方におかれましても、山下副町長の人となりをよくご存じであると思います。絆を大切にする町長のもと一緒に力を合わせてチーム宇治田原をまとめ上げていっていただきたいと思うわけでございます。

そのためには管理職の皆さんに対しては、一般職員以上にコミュニケーションを密にいただき、一方では厳しいスタンスで仕事を進めていただかなければならないというふうに思います。副町長ご自身の決意のほどをお聞かせいただきたいというふうに思います。

○議長（田中 修） 副町長。

○副町長（山下康之） それでは、松本議員のご質問にご答弁を申し上げます。

まず先日の臨時議会でご同意をいただき、6月1日より副町長に就任させていただきましたことにつきまして、まずもって皆様方に厚くお礼を申し上げます。

本町が将来に向けて大きく変貌を遂げようとしている今、副町長として西谷町長をお支えし、町行政の重要課題に当たっていくその職責の重大さを痛感するとともに、必ずそれをやり遂げるという決意を新たにしているところでございます。

急速な少子高齢化の振興と本格的な人口減少という厳しい社会情勢の中、私たちの子や孫が30年先、50年先も安心してこの町に住み続けられるよう自律的で持続可能なまちづくりに取り組んでいくことが本町行政の重要な責務であります。

第5次まちづくり総合計画及びまち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、都市計画道路宇治田原山手線を中心とした道路交通網の整備、役場新庁舎の建設、人口減少対策と移住定住対策の推進という主要施策を着実に遂行するためには、職員が一丸となれるよう職員同士の絆を深め、宇治田原の未来のために汗を流さなければなりません。

そのためには、本町が直面する重要課題について職員が常に情報を共有し、連絡と相談を密にできる人間関係を築いていくことが大切であり、私が率先して管理職をはじめとした職員とのコミュニケーションを図っていきたくて考えております。また、長年の役場職員としての勤務経験が職員の抱えている問題解決に少なからず役立つこともあろうかと思っております。職員の悩みを親身に受けとめ、時に厳しく接しながら指導に当たっていきたくて考えております。

このような姿勢に立った上で、住民の皆さんへの気配り、目配りをモットーに職務に励んでまいりたいと考えております。

浅学非才な私ではございますが、皆様方には今後ともご指導、ご鞭撻を賜りますようよろしくお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（田中 修） 松本君。

○2番（松本健治） ただいまは山下副町長から決意の一端を述べていただきました。職員が一丸となるよう職員同士の絆を深めて、本町の未来のために汗を流すといった言葉もございました。重要課題について職員が常に情報を共有し、連絡と相談を密にできる人間関係を築きたいといった話もございました。日常的にも実行にぜひ移していただきたいものだというふうに思っております。

最後に、もう1点最も大切な部分でございますが、重要な役割として住民との触れ合いでございます。今も住民の皆さんへの気配り、目配りをモットーにといった話もございましたが、私も山下副町長で日ごろ感心をいたしておりますのは、ご本人のご努力と長きにわたっての幅広い役場勤めの関係なのかもしれませんが、多くの住民の皆さん方をよくご存じでございます。立場は変わっても一層そういった対応にはこれからも十分にご配慮をお願いしたいというふうに思っております。

この住民の皆さんへのご配慮については、言わずもがなでありますので、ご答弁は結構かと思いますが、何かございましたら述べていただきたいというふうに思います。

○議長（田中 修） 副町長。

○副町長（山下康之） ご答弁申し上げます。

身に余るお言葉を頂戴し、まことにありがとうございます。

私は、今日まで町行政とのかかわりにおいて公共の利益のために町全体の奉仕者としてそれぞれの職場において皆さんのお助けをいただきながら勤務をしてまいりました。今回、副町長という重責を担わせさせていただくこととなり、至極光栄でありますとともに、責任の重大さを痛感しているところでございます。

これからも住民の皆さんとの触れ合いを大切にし、初心を忘れずこれまで培った経験を糧にし、大局的な見地に立って西谷町長の補佐役として精進してまいりたいと存じますので、引き続き温かいご支援とご指導を賜りますようお願い申し上げます、私の答弁とさせていただきます。

○議長（田中 修） 松本君。

○2番（松本健治） ありがとうございます。私は山下新副町長就任に当たっては、賛意をもって同意いたしました。議会及び議員としては、本町のため、住民のため常に厳しい態度で望みたいというふうに思いますので、その点よろしくお願いをしたいと思います。

それと、本当にお体にはご留意をされ、ますますのご活躍と陰ながら支えていただくご家族も大切にされるようお祈りをしたいと思います。

以上、1項目めの質問を終わります。

次に、小型無人飛行機（ドローン）でございます。その活用についてご質問させていただきたいというふうに思います。

日本の各地において国家戦略特区や都道府県主体での地方創生特区制度などによりドローン（小型無人飛行機）の活用に活発な地方自治体がぼつぼつ出ているようでございます。それは政府の抱える国家成長戦略の一つに掲げられていることに端を発していることとでございます。当局としてそういった取り組みについてどのように認識をされているのかまずお伺いをしたいというふうに思います。

○議長（田中 修） 矢野企画財政課長。

○企画財政課長（矢野里志） 議員ご指摘の小型無人航空機いわゆるドローンにつきましては、ここ近年急速な普及をみせており、今後さまざまな分野で活用されることで、新たな産業・サービスの創出にもつながるものであると理解をしております。

地方自治体をはじめとする行政分野での活用につきましては、無人かつ安定した飛行が可能というドローンの特性に鑑み、有人では飛行が難しい例えば低空または狭小なスペースでの飛行や撮影、情報収集等が可能なることから、幅広く有効な活用策を考えることができるものと捉えております。

本町においても平成28年度に作成、公開しております観光PR動画においてドローンによる空撮映像を効果的に活用しているところであります。

一方で国においては、平成27年12月施行の改正航空法によりドローン・ラジコン機等の無人航空機の定義及び基本的な飛行ルールを定めるとともに、平成28年4月には小型無人機等飛行禁止法いわゆるドローン規制法によりドローン飛行に係る具体的な禁止地域を定めるなどの法制度化を図ってこられたところです。

こうしたことを踏まえ、まずは法に定める基本的な飛行ルールである日中において飛行させること、周囲の状況を目視により常時監視すること、人または物件との間に距離を



保って飛行させること等の使用制限下においてドローンを活用可能な分野について研究することが重要と認識しているところでございます。

○議長（田中 修） 松本君。

○2番（松本健治） ただいまご答弁頂戴しましたけれども、新たな産業なりサービスの創出にもつながるということとまだまだ研究の余地が当然ございますけれども、今後の取り組みとして行政としても注目されている内容でございます。

ついては、規制問題や用途展開など本当に発展途上のドローンではありますが、少子高齢化、人口減少社会で人手不足などの今日的な社会の課題が山積する中で、研究価値はあるように感じております。

先進自治体の一つである徳島県のある自治体では、まち・ひと・しごと戦略課の中にドローン推進室というものがございます。これらの取り組みが平成27年度からスタートをしています。先日も当該課に問い合わせをいたしました。日本ードローンが飛ぶまちというキャッチフレーズで、各種の取り組みを実行されております。将来的にドローンの活用は自然災害の対応、有害鳥獣対策、それから高齢者の見守り、観光対応、その他荷物の搬送など広範によると期待されているようであります。一方、まだまだ課題も多くイベントの域を超えない段階かもしれませんが、官民協働でのまちづくりの取り組みとして大いに可能性があるかと判断されます。

私が一般質問でドローンについて考えている矢先、お隣の宇治市におきましても地元紙によりますと5月2日に災害時におけるドローンの運用等につきましてドローン撮影の協会と建設業の関係業者2社と協定されたそうでございます。また、観光面での空撮などにおいても活用すること、消防署員に対してもドローンの操縦員として養成するということも提案し、取り組んでいるとのことでございます。

そこで私は、近い将来において本町でも幅広く活用のニーズがあるのではないかと考えています。展開の仕方によりまして本町に人を呼び込む要素となるのではないかと考えております。町当局としてこういったドローンの活用での事業展開についてご所見をお伺いしたいというふうに思います。

○議長（田中 修） 矢野企画財政課長。

○企画財政課長（矢野里志） 議員ご指摘のとおり既に他府県の自治体においてドローン活用の推進のため専門の部署を設け積極的に進めている事例や府内においても宇治市のほか京都府、京都市、京田辺市、亀岡市が一般社団法人ドローン撮影クリエイターズ協会と

災害時運用協定を締結されていると聞き及んでおります。

先ほどもご答弁申し上げましたとおり、ドローンはその特性により自然災害発生時の迅速な状況確認、情報収集のほか、プロモーション動画など多くの行政分野においてその活躍が期待をされているところであります。まずはまちづくりのさまざまな課題に対し、法の定める範囲においてこうしたドローンの特性を活用した解決や新たな展開につなげることができないか、各担当課が中心となり、先進事例の調査を含め研究を進めていくことが重要と考えますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田中 修） 松本君。

○2番（松本健治） 次に、ドローンの活用につきまして、先進的な実態や規制などの法的な問題も含め、いま一度調査研究を重ねていただきたいというふうに思います。

単に自然災害などへの対応だけでなく、先ほどの考えられる用途によっては各セクションをまたいで展開も予想されるのではないかというふうに推察をいたしております。総合的に判断しての対応を考えられないものか、ご見解をお示しいただきたいというふうに思います。

○議長（田中 修） 奥谷総務部長。

○総務部長（奥谷 明） 先ほど課長が答弁いたしましたように、ドローンはその特性により多くの行政分野においてその活用のポテンシャルを秘めているものと捉えております。また、議員ご指摘のとおり自然災害等への対応だけでなく、アイデア次第でさまざまな用途への活用が期待されるものであります。

今後の施策検討において各担当課での調査研究に加え、ドローンの特性を最大限發揮するような活用策についても総合的に調査研究してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（田中 修） 松本君。

○2番（松本健治） ドローンにつきまして今もございましたように、まだまだこれからのテーマかもしれません。本町における新しい事業展開の一つとして今後調査研究をしていただけるようお願いをいたしまして、この質問を終わりたいというふうに思います。

次に、3項目でございます。ふるさと納税推進事業の拡大についてお伺いをいたしたいと思います。

ふるさと納税推進事業について、一部予算の段階でやり取りをしていますが、さらなる拡大発展を期待して質問をさせていただきます。

皆さんには釈迦に説法かもしれませんが、改めて申し上げますと、ふるさと納税制度は、平成20年度の税制改正施行で人口減少が続く地方の税収確保のために出身の自治体、ふるさとに対して納税するという個人住民税の制度の一つとして始まったものでございます。それが徐々に制度改正されまして、今では任意の自治体に寄附することにより寄附した額のほぼ全額が税額控除されるというふるさと寄附金とも言われる制度になっています。

平成28年度の納税額、全国では1,797地方自治体で2,844億円、金額的に前年度の1.7倍と大幅な伸びがみられております。主に牛肉、豚肉類、カニ、海産物、家電や焼酎、日本酒などのこういうアルコール類、お米などの農産物、果物類、さらにはサービス関係もございまして、多種多様な返礼品がございまして。ただその実態の特産物だけでなく、自治体内にある店舗が販売している多様な商品、ナショナルブランドの家電なり飲料水なども取り扱っているところも多く見られ、本来の趣旨から大きく逸脱しているケースもございまして。総務省や都道府県から指摘、指導をされていることがございまして。

本論に入りますが、本町は将来的にも厳しい財政運営を余儀なくされているところでございまして。一方で中長期的には本町を取り巻く状況は、新名神、山手線の開通、そして新庁舎移転、関連して新市街地における新しいまちづくりの展開、移住定住対策の推進、子育ての諸施策の推進なども含めまして、期待できる要素も大いにあるというふうに認識、理解をしているところでございまして。本来の税収入を増やすとともに、これらふるさと納税の積極的な利用展開を図り、寄附金の増額を図ることも重要ではないかなというふうに思います。

この制度を全国的に見ると、パイを取り合っているという内容であるのかもしれませんが。住民とともに懸命に努力、工夫をしていく自治体により多くのパイを受け取ることができるなどまさにサバイバルのような制度ではないかなというふうに思います。

先に述べましたように全国の自治体でも積極的な取り組みによりそれぞれが持つ資源、財産いわゆる特産物を有効に生かし、今までややもすると寂れる一方だった地域が甦るというような現象が出てきているところもあるようでございまして。したがって、成功している自治体では、歳入総額の1割以上を、いやもっとやや多くふるさと納税事業によるところまでなっていると、決して侮れないなというふうに思うわけでございまして。

本町でも全国的にはやや遅まきながらという感じではございましたけれども、当該部門を中心としたご努力の結果、平成20年以降わずかではございました年度での納税額が

平成27年度は75万5,000円、平成28年は244万4,000円、それから平成29年度は2,158万円、更地を耕したようなことになったかもしれませんが、非常に大きく伸びを示しております。ついては、ふるさと納税の事業については、今年度の予算でも主要事項調書に挙げられているとおり、取り組みのスタンスは示されておりますが、こういったふるさと納税を取り巻く内外の情勢を鑑み、まず本町の実態をどのように判断をされているのかお伺いをしたいと思います。

○議長（田中 修） 矢野企画財政課長。

○企画財政課長（矢野里志） ふるさと納税制度は、自身のふるさとや応援したい自治体に寄附を行った個人や法人に対してその金額を所得税、住民税から控除する寄附税制の一つとして平成20年度に開始されました。全国的な納税額の拡大傾向は、先ほど議員が述べられたとおりと把握しているところであります。

本町におきましては、制度開始にあわせて平成20年7月にふるさと納税としていただいた貴重なご寄附を適正に管理運営し活用するためのふるさと応援基金を整え、制度への対応を進めてまいりましたが、数年前までは先に述べましたふるさと納税制度の趣旨に鑑み、特産品等を返礼品として寄附を募るといった取り組みは行ってこなかったところがあります。しかし、近年全国的に人口が減少傾向に転じ、地域創生の重要性が高まる中、本町におきましても平成27年度に町議会の議決をいただき策定いたしました第5次まちづくり総合計画及びまち・ひと・しごと創生総合戦略において町の活力を高めるための取り組みとして、ふるさと納税のお礼品の充実を掲げたところでございます。

そして、町内の特産品等のPRを通じて本町のいいところを全国的に発信することを狙いに平成28年度に町内事業者への特産品公募と全国的なふるさと納税ポータルサイトでの納税を開始する大きな改革を行い、昨年度には特産品のさらなる拡充とクレジットカード納付導入等の寄附の利便性を高める取り組みを進めました結果、先ほど述べていただきましたように寄附額が大幅に伸びるという結果につなげることができたことは、非常に喜ばしいことと考えております。

今後も寄附金の増額に向け、積極的に取り組むとともに、ふるさと納税制度の趣旨及び本町の地域創生における位置づけに鑑み、単なる寄附金の増額だけでなく、町内の事業者や特産品のPRにも重きを置きつつ進めていくことが重要と捉えているところでございます。

○議長（田中 修） 松本君。

○2番（松本健治） お礼の充実や納税ポータルサイトでの納税開始や特産品のさらなる拡充、クレジットカードの納付導入など利便性を高めたことによって大幅に伸びにつながったということでございます。改めて所管の部署、関係者のご努力が結果につながったものと高く評価しております。

また、単なる寄附金の増額ということだけでなく、町内事業者や特産品のPRにも重きを置いて進めていくことが重要であると考え方も示されたところでございます。同感の部分がございます。

次に、私はこのふるさと納税制度を遮二無二に無節操に取り組むというものではどうかという気はいたします。町内の地場産業や店舗、事業者の育成発展や雇用の拡大につながる取り組みとなるように思うわけで、そのことをベースにさらに事業拡大を展開すべきではないかと思っております。ついては、予算の寄附金では立案時期のずれもあるのかもしれませんが、平成28年度の実績を下回る2,000万円が計上されております。私は倍の4,000万から5,000万にこれを通過点としてちょっと大きいかもしれませんが、さらに1億円規模と目標にすべきではないかというふうに思っております。また、なる要素があるのではないかというふうに思っております。

それには既に事業者向けの説明会が6月4日ですか、先日行われたところでありますが、以降も事業の掘り起こしのためにさらに返礼品のラインナップの拡大、拡充、工業団地、企業の協力要請など取り組みを強化すべきではないかというふうに思っています。そういった目標設定、返礼品の拡充、拡大などについてご見解をお伺いしたいというふうに思います。

○議長（田中 修） 矢野企画財政課長。

○企画財政課長（矢野里志） ご指摘のとおり本年度当初予算額につきましては、予算編成時期における想定以上に納税額が伸びたことにより結果として平成29年度決算額よりも低い金額での計上となったところであります。また、ふるさと納税に積極的に取り組む先進的な自治体では、億単位で寄附額を受け入れているところもございますが、本町におきましても昨年度の寄附額を最低ラインとしてさらなる増額を目指していくことが重要と考えるところであります。

議員ご指摘の目標額の設定は、大変重要な視点ではありますが、これまでの傾向からだけでは具体的な目標額の想定が難しいこともあり、今年度の取り組みによる推移を見定める中で、目標を設定してまいりたいと考えるところであります。

一方で、先ほどもご答弁申し上げましたように、ふるさと納税制度の趣旨に鑑み、返礼品や寄附額そのものを目的化するのではなく、本町の事業者や特産品のPRに資する拡充とすることも重要であると考えております。先日の事業者説明会を皮切りに今月末までを特産品の公募期間としておりますが、ふるさと宇治田原町を全国にPRできる本町ならではの特産品の拡充に向け、事業者の皆様からの応募を待つだけでなく、これまで同様にこちらから掘り起こしを行っていく攻めの姿勢を持ち、拡充に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田中 修） 松本君。

○2番（松本健治） ただいま目標については、昨年度の寄附額を最低ラインということで、さらなる増額を目指していくとのことでした。平成30年度の予算は既に計上されているところでありますが、こういった寄附額の増額のずれはもう大いに許される、喜ばしいことだというふうに思いますので、所管部署や関係者にはさらなる増額、その思いを強く持ってこの事業に取り組みを進めてほしいものだと思っております。

次に、今後の事業展開についてご質問申し上げたいというふうに思います。

一つは、本町では現行寄附金の使途につきまして、子どもたちの育成を目的とする基金に一括繰り入れをしていますが、寄附する側にどの寄附金に充てるのか指定をできるようにしている自治体も多いようでございます。また、指定のない場合は、首長がどの事業に活用するなどの対応によって、本町に応援をいただく方に活用目的をはっきりさせるということ、そういった細やかな配慮も必要かと思っておりますので、ご所見はいかがでございましょうか。

○議長（田中 修） 矢野企画財政課長。

○企画財政課長（矢野里志） 冒頭にご答弁申し上げましたように、本町ではふるさと応援基金を設置の上、いただいた寄附金をふるさと宇治田原町の次代を担う子どもたちを育む施策の推進に充当することとし、これまでに田原児童育成施設建設費の一部として活用をさせていただいたところですが、自身のふるさとや応援したい自治体に寄附を行う等ふるさと納税の趣旨からは、返礼品の充実のみならず寄附金の使途を明確にすること、またその選択肢を増やすことは、非常に重要な視点であると考えております。

本町が利用しておりますふるさと納税ポータルサイトである「ふるさとチョイス」では、返礼品からだけでなく、使途から地域を応援する寄附を行うことも可能とされており、今後はこのシステムの活用検討も含め、課題を整理しつつ寄附者がより地域を応援しやすい

い仕組みに取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田中 修） 松本君。

○2番（松本健治） 次に、また変わったところでは、ふるさと納税制度の本来の趣旨に合致するものと思われることで、郵政いわゆる郵便局でございますけれども、高齢者の訪問サービス、見守り事業といったことがございます。福祉事業との連携として、こういった取り組みについても考慮されてもいいのではないかとというふうに思います。この件は郵政、郵便局の対応の進捗ぐあいにもよりますので、調整が必要となります。ぜひご検討をお願いしたいと思います。考え方としていかがでございますか。ふるさと納税としての返礼の項目になじむのか、そういったことも含めましてご所見をお伺いしたいというふうに思います。

○議長（田中 修） 奥谷総務部長。

○総務部長（奥谷 明） 単に返礼品を送付するのではなく、本町で実際に体験をしていただくような役務サービスを返礼品とすることは、例えば町内団体によるイベントへの参加券などで既に本町においても取り組んでいるところでございますが、中でもご指摘にありましたような本町出身者によるそのご家族に対しての役務の提供は、先ほどから申し上げておりますふるさと納税の本来の趣旨に非常に合致するのではないかと考えられます。例えば京都府内でも亀岡市では、親孝行代行サービスとして、シルバー人材センターによる宅地等の除草サービスなどを返礼品の一つとされており、大変興味深い取り組みであると考えております。

ただいま具体的にご提案のありました福祉対策との連携につきましては、サービス実施主体との調整等一つ一つ課題を整理していく必要があるかとは存じますが、本町におきましても今年度の特産品における役務提供の拡充と合わせて取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（田中 修） 松本君。

○2番（松本健治） この事業の現行の規模では組織を考える段階ではないかもしれませんが、近い将来、展開によってはふるさと納税についての組織やスタッフについても考えていかなければならないのではないかとというふうに思います。他の自治体でも通常の仕事を抱えての業務ではなく、加速度的に伸びている自治体では特別チーム、プロジェクトチームでございますが、対応されているようでもございます。こういったことについて

て本町でも状況を十分に考慮する必要があるのではないかと思います。この点いかがでございましょうか。

○議長（田中 修） 副町長。

○副町長（山下康之） ご答弁申し上げます。

先ほど課長がご答弁申し上げましたとおり、事業者の皆様のご協力と町の積極的な姿勢とが噛み合ったことによりこれまでにない寄附額の伸びを示していることは、非常に喜ばしく、また本町にとっても非常に重要な取り組みであると考えております。

先進的な自治体では、ふるさと納税の拡充を狙いに専門のプロジェクトチームを設置し、それが結果につながっている事例もあると聞き及んでおります。本町におきましても重要施策を見定めた役場組織を含む体制につきましても、柔軟な対応が必要と重々認識するところでありますが、一方でふるさと納税をはじめとする地域創生の対策のみならず、多様化・複雑化する住民ニーズや国・府からの権限移譲等により各職員が担任する業務は増加、広範化する一途であることも事実でございます。こうしたさまざまな行政需要に的確に対応するために各部・課間の組織横断的な連携を強化をさらに図るとともに、町全体としての施策課題を慎重に見定める中で、プロジェクトチームの編成など今後も柔軟に必要となる改革を行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

なお、本町においてここ数年でこれほどまで寄附額が増加したことは、限られた組織・人員の体制下において事業者・寄附者様それぞれに対してきめ細かな対応を進めてきたたまものと捉えているところであり、今後も同様の視点で町の重要施策を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（田中 修） 松本君。

○2番（松本健治） 最後にただいまふるさと納税事業について納税目標の設定、そして返礼品の拡充拡大、今後の事業展開では組織、スタッフなどについてもるるお聞きをいたしました。ふるさと納税事業の推進は、本町の財政状態が厳しき折、税収アップや産業振興を含めての絶好の起爆剤となり得るものでございます。さらなる事業の拡大に向けて、官民協働での取り組みをお願いし、本定例会での私の一般質問を終了させていただきます。どうもご清聴ありがとうございました。

○議長（田中 修） これで松本健治君の一般質問を終わります。



続きまして、浅田晃弘君の一般質問を許します。浅田君。

○5番（浅田晃弘） 本日7番目となりますが、よろしく願いいたします。

それでは、通告に従いまして、5番、浅田晃弘が一般質問を行います。

本定例会では、今年度の施政方針にあります主要な施策の一つ、住民の健康を守るため保健医療体制の充実を図るとともに、暮らしの不安要因を減らし、安心して暮らせるまちづくりを推進する「健やかに安心して暮らせるまち」について質問いたします。

この施策の中にウォーキングの習慣化を促すための啓発イベントの開催や地産地消の健康食の普及啓発等による食育の推進に努めるとあります。この施策を進める取り組みとして、今年度新規に予算計上している「宇治田原ウォーク8800」について、健康づくりのきっかけになる事業として大いに注目しているところであります。この事業の開催内容の概要や健康づくりを習慣化するための開催後の展開等があればお伺いしたいと思っております。

○議長（田中 修） 立原健康児童課長。

○健康児童課長（立原信子） 現在本町におきましては、4つのまちづくりの目標の一つ、「健やかに安心して暮らせるまち」の実現のため、宇治田原町健康増進計画「健やかうじたわら21プラン」を策定し、計画に基づき住民の健康づくりを推進しているところです。今年度は計画において全ての世代に共通する取り組みの方向性の一つとして掲げております「運動」をテーマに、ウォーキングイベント「宇治田原ウォーク8800」の実施を予定しております。

本事業の概要といたしましては、総合文化センターから今月末オープン予定の湯屋谷の宇治田原町お茶の京都交流拠点施設「宗円交遊庵やんたん」まで歩き、健康増進計画において目標値としている1日8,800歩を目指すものです。同時にスタート時には正しい姿勢で歩くためのウォーキング指導を行い、ゴール地点では旬野菜レシピの試食を実施するなど、このウォーキングイベントを運動と栄養の重要性を再認識する機会としたいと考えております。

また、イベント実施後の習慣化に向けた展開といたしましては、日常においてウォーキングに手軽に取り組めるよう既存のウォーキングマップを活用した各地域でのウォーキング教室の開催や「宇治田原ウォーク8800」のルート定着のため、保健センターと宗円交遊庵やんたんにスタンプ台を設置し、スタンプを貯めると健康づくり応援ポイントキャンペーンに応募できるポイントを進呈するなど目標を持って継続して運動に取り組める

環境づくりに努め、自らの健康は自らの手でという住民の意識の高揚を図ってまいりたいと考えております。

○議長（田中 修） 浅田君。

○5番（浅田晃弘） ただいま概要を聞きましてよく洗練されたい内容の啓発イベントになることだろうと思います。しかしながら、イベントは行うがその後の取り組みは参加されたご本人次第というものであるのかなとも思います。自らの健康は自らの手で守るのは大原則ではあると思いますが、町民の健やかな生活を守るためには、全庁挙げての取り組みが連携がなければあり得ないと思います。

そこで、この8800ウォークをスポーツや体育の振興、普及を担い、町民の体力増進、増強のノウハウを持った社会教育課と協力してできないものなのか、また参加者が1人では継続できないが、仲間とともになら歩ける、継続できるという気持ちになれるように縦割り行政を超えた各部の垣根を超えた啓発イベント後の取り組みはできないものなのかをお伺いいたしたいと思います。

○議長（田中 修） 副町長。

○副町長（山下康之） それでは、ご答弁申し上げます。

先ほど担当課長が申しましたように、継続して運動に取り組める環境づくりが大切であると考えており、住民の健やかな生活を守るため、関係各課が連携する中、全庁挙げて取り組むことは非常に重要であると考えております。

そのような中であって、「宇治田原ウォーク8800」の実施に当たりましては、スポーツや体育の振興・普及を担い、さまざまな体力増進・増強にかかわる事業を推進しております社会教育課がこれまで培ってきたノウハウをぜひともこの事業に生かしていくべきと考えますので、両課がしっかりと連携し、当日のイベントが安全に実施される中、今後につなげていける有意義なものとなるよう指導してまいります。

また、ウォーキングをはじめ健康づくりへの取り組みが習慣化されることを目指して、まずは続けることができるためのサポート体制の充実や環境整備に努めるとともに、部課を横断した事業の展開など積極的な健康づくりの推進を今後におきましても図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（田中 修） 浅田君。

○5番（浅田晃弘） 健康は、私たちの生活の基盤です。その健康づくりを支える健康児

童課とスポーツや体力づくりなど生涯教育を推進する社会教育課がコラボレーションすれば素晴らしい宇治田原町の健康づくり支援体制が継続していけることと思います。また、このコースには町営バス等が運行しております。帰路はバスでの移動ができる環境でもあります。このように各課、各部の事業を生かした取り組みが今後ますます必要であり、実現させていただきたいと思います。

この事業のみならず各部が持っているノウハウを生かし、さらに協力して事業が進められるような町内体系が推進されるよう各部の長の調整を期待するところでもあります。このような各部間の調整機能等についてさらに充実、推進していくお考えをお持ちなのかどうかをお伺いしたいと思います。

○議長（田中 修） 町長。

○町長（西谷信夫） それでは、浅田議員のご質問にお答えを申し上げます。

健やかに安心して暮らせるまちの実現のため、関係各課が連携し、健康づくり事業を推進していくことは、先ほど副町長が申しあげましたとおりでございますが、社会全体で健康づくりを積極的に支援する環境づくりが重要と考えておるところでございます。

本事業のみならず第5次まちづくり総合計画推進のための4つのまちづくりの目標、2つの行政の基本姿勢の重要施策の実施に当たりまして、各課の培ったノウハウが各部のパワーとして積み上げられ、副町長主導のもと各部門でしっかりと連携を図ることにより相乗効果が発揮できるものと考えておるところでございます。

今後とも百万一心の精神のもと、職員一人一人の能力・意識・発想を集結し、関係各課・各部が密接な連携を図る中、諸施策・諸事業を推進してまいりたいと考えておりますので、議員各位におかれましてもご支援賜りますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（田中 修） 浅田君。

○5番（浅田晃弘） 町の施策を進める上で一つの目標に対して全職員が一丸となって取り組んでいくという姿勢、決意が伝わってくる答弁であり、住民の一人として頼もしくまた嬉しく思います。今後ともさらに各部各課の連携を図り、諸事業の推進を行っていただきたいと思います。

次に、同じ主要施策であります健やかに安心して暮らせるまちづくりのうち、安心して暮らせるまちづくりについて質問を行いたいと思います。

全国的に子どもが被害者となる事件が多く、心を痛めているところがございます。子

どもはみんなの宝物でございます。子どもが被害者となるような事件が起こらないように我々大人がしっかりとした社会を形成していくことが重要であると思います。

本町においては、登下校を見守っていただいている見守り隊等の皆様や地域の皆様方による日ごろからの見守りにより児童生徒の通学途上の交通事故等も少なくなってきたこととであり、感謝を申し上げます。登校時は学校の始業時間が決められていることから、保護者や地域の見守りも行き届いていることと思いますが、特に小学校下校時は学年により下校時間が違い、地域によっては長時間にわたって周りで見守っていただける人も登校時に比べ少ないのが現状だと思えます。

今回いろいろな事件が起こっておりますが、下校時間帯に事件が発生することが多いと聞いております。町や教育委員会においては、家庭への啓発活動や各種団体、警察等と連携し、パトロールの実施を依頼していただいていることと存じますが、本町は緑豊かであるがゆえに草影や日影などに覆われる通学路があります。教育委員会または維孝館学園において今年度の通学路の安全点検や危険箇所の把握等を行っているのかどうかをお聞きします。また、それをどのように生かし、どのような対応をとっておられるのかをお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（田中 修） 岩井学校教育課長。

○学校教育課長（岩井直子） 通学路の安全点検や危険箇所の把握につきましては、PTAからのご指摘などに基づいて関係機関からなる通学路安全推進会議で現場を確認し、対応しているところです。

京都府田辺警察署とも連携を強化し、行政として子どもたちの生命を守ることを最優先に考え、取り組みを進めているところです。

また、学校におきましても、教職員が担当地域の児童とともに通学路を歩き、状況の確認を行ったり、保護者や地域の方から情報をいただいた箇所については、気をつける点を児童生徒に伝え、注意喚起を行います。情報内容によっては安全確保のために登下校時に教職員や教育委員会職員が同行・パトロールを行うこともあります。子ども自らも危険を察知し、回避しようとする力を育てるためにも各学校において防犯教育に努めております。

安心安全な状況は、多くの方の目配り・気配りによって守られると考えます。今後も子どもたちの安心安全な環境づくりに努めてまいります。住民の皆様のご理解、ご協力を重ねてお願いしたいと存じます。

○議長（田中 修） 浅田君。

○5番（浅田晃弘） 教育委員会、教職員をはじめ学校関係者、住民の皆様の目配り・気配りによって子どもたちの安心安全な環境が守られていることがよくわかる内容でございました。しかしながら、不幸な事件等が起こらないように最善の努力を行っていても何が起こるのかがわからないのが人間社会でございます。不審者が現れたときの対応や不幸にも何かしらの事件が起こった際の児童生徒たちへの対応やケアなど危機管理マニュアル等はあるのかをお伺いいたします。また、その概要を聞かせていただけたら嬉しいです。

○議長（田中 修） 岩井学校教育課長。

○学校教育課長（岩井直子） 危険等発生時対処要領いわゆる危機管理マニュアルは、危険等が発生した際に教職員が円滑かつ的確な対応を図るため、学校保健安全法に基づき全ての学校において作成が義務づけられており、国から示された手引きをもとに本町の地域的特性や各学校の状況を加味し、実効的なものになるように各小中学校で作成しています。また、マニュアルが形骸化しないよう年度当初には各学校で見直しや改善を行い、全教職員で共通理解を図っているところです。

危機管理マニュアルの概要につきましては、緊急対応が必要な事象に校内火災、地震発生、事故発生時、自然災害、不審者侵入など事件発生時などを挙げ、それぞれの事象の状況を危険度、緊急性の観点から数段階に分けて教職員の対処の仕方についてマニュアル化しています。

危険発生時の教職員の対処の仕方につきましては、児童生徒の安全確保を第一の目的とし、その役割を差し迫っている危険の除去、被害を拡大させないための対策本部の設置・運営、関係機関との連携、保護者・地域への連絡、マスコミ対応等に分担し、教職員が円滑かつ的確な対応を図ることができるように工夫しております。

また、各学校におきましては、マニュアルに加え、学校が把握した危険箇所や不審者の情報を保護者や地域の皆様に提供するなどして、普段から情報共有ができるようにしているところです。

○議長（田中 修） 浅田君。

○5番（浅田晃弘） 情報の共有、発信が最重要と認識しております。児童生徒の保護者をはじめ見守り隊などの皆様にも不審者の情報共有が行われるなどネットワークの構築もされているようで、国から示された危機管理マニュアルをもとに本町に沿ったものを作っているということですので、ただいまの答弁を聞くことで住民の皆様方は一同

にほっとされていることと思います。今後ともよろしくお願い申し上げます。

また、このたび5月に新潟女児殺害事件、また本町であったくぎの散乱事件においても動く防犯カメラと言われているドライブレコーダーが犯人検挙に大いに役立ったと聞いています。公用車へのドライブレコーダーの取り付けは、計画的に設置していただくことになってはいますが、さらに抑止力を高めるために事件等の有事の際には、ドライブレコーダーを取りつけておられる住民の皆様にお問い合わせができるように警察に協力できるような登録システムの構築はできないものだろうかと思えます。これが実現できれば我が町宇治田原の犯罪に対する抑止力がさらに高まっていくことだろうと思えます。

また、子どもたちの通学の安全はもとより、住民の皆様方を守る総合的な犯罪の抑止が行えるように啓発チラシの発行、防犯カメラの設置を求めたいと思うが、町の考え方はどうでしょうか、お教えいただきたいと思えます。

○議長（田中 修） 副町長。

○副町長（山下康之） ご答弁申し上げます。

ドライブレコーダーにつきましては、公用、私用問わず年々普及が進んでおります。議員ご指摘のとおりドライブレコーダーは、交通事故の際の証拠映像として利用されるだけでなく、動く防犯カメラとして犯罪抑止や警察の犯罪捜査にも有効なツールとして役立っています。また、駐車モードを活用すれば自宅の空き巣対策としても活用が可能であり、さらに普及が進んでいくのではないかと考えています。

ご質問にありましたドライブレコーダーの登録システムにつきましては、所有者の協力が必須となりますが、実現すれば犯罪抑止や犯罪捜査などに非常に有効であると考えますので、システムの手法など京都府田辺警察署とも十分協議する中で研究・検討をしてみたいと思えます。

また、防犯カメラにつきましては、区・自治会に要望をお聞きしているところですが、全国で凶悪事件が後を絶たない状況でもございますので、児童生徒の通学路への設置につきまして、関係機関と協議する中で検討してみたいと考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（田中 修） 浅田君。

○5番（浅田晃弘） さらに総合的な防犯力、抑止力を高める取り組みを推進していただきたいとお願いを申し上げます、私の質問を終わりたいと思えます。ご清聴ありがとうございます。

ございました。

○議長（田中 修） これで浅田晃弘君の一般質問を終わります。

お諮りいたします。本日の会議はこれで延会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） 異議なしと認めます。よって、本日はこれで延会することに決定いたしました。

本日はこれで延会します。

次回はあす6月13日午前10時から会議を再開いたしますので、ご参集願います。

本日は長時間大変ご苦労さまでございました。

延 会 午後 3時30分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 田 中 修

署 名 議 員 垣 内 秋 弘

署 名 議 員 藤 本 英 樹